

第5章 実施すべきマクロの方策

1. ロードマップ

本研究会では、資料5のとおりロードマップを設定した。これは、長期的に目指すべき姿を示す道標であると同時に、関係者に直ちに具体的な行動を促す実行計画でもある。

スマート自治体の実現のためには、業務プロセス・システムの標準化・共同化やAI・RPA等のICT活用など、様々な方策が必要である。これらの各方策は、現状の課題を冷静かつ正確に理解しつつも、単なる既存業務の電子化・ペーパーレス化や一部の自動化に止まるのではなく、将来のデジタル社会においてあるべきサービスにデザインし直すものでなければならない。

2. 業務プロセスの標準化

(1) 方策

業務プロセスは、システムや様式・帳票の標準化・共同化、AI・RPA等のICTの活用等と密接に関わっている(図7)。「業務プロセスを合わせれば、これら全てに繋がる」は一見正しく見えるが、ここで言われる「業務プロセス」の範囲³⁴や粒度³⁵がまちまちであり、また、事務分掌等まで含んで標準化することや、行政内部の業務プロセスを細かい粒度(業務記述書レベル)で標準化することが現実的でないことから、実際には困難である。

しかし、業務プロセスの標準化の目的については、システムの標準化・共同化やAI・RPA等のICTの共同導入に止まらず、より効果的・効率的な事務処理や、災害時に応援職員が円滑に業務を行えるようにするといった観点もありうるところであり、その観点からは、システムやAI・RPA等に関わらない範囲であっても、同種の団体の中で最も良い業務プロセスに標準化していくべきである。

ただし、この場合、国や業界団体、全国的な協議会・団体等が標準を定めようにも、どの粒度という指針がないことから、国等が一律に決めるよりも、人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPRを行い、最も効率性に差があるボリュームゾーンを見極めた上で、ベストプラクティスを見つけ出すべきである。

そのため、業務プロセスの標準化については、自治体間で業務を比較しながらBPRによりベストプラ

³⁴ 「業務プロセス」の範囲については、行政内部の単なるプロセスのみなのか、事務分掌をも含むのか(例:住所の異動に伴う就学事務なども住基担当課で所掌するか否か。)、行政内部に止まらず、住民とも関わるプロセスも含むのか(例:指定都市が、居住する区役所のみで申請を受け付けるか否か。総合窓口を導入するか否か。)、幅がある。

³⁵ 「業務プロセス」の粒度については、「業務フロー」のように粗いものから、「業務記述書」のように細かいもの、更に、どういう場合にどの画面でどこをクリックするといったかなり細かいものまで幅がある。例えば、自治体間ベンチマー킹を受けた町田市における業務改善内容(例:紙媒体で提出された給与支払報告書を電子化する業務委託／固定資産税業務における航空写真等による現況確認／土地評価システムを導入)は、システムと関わる業務プロセス(例:この画面のここをクリックする／こういう場合にエラーチェックを行う)と比べて粗い。

クティスを見つけ出す取組を行った上で、システムや様式・帳票の標準化やAI・RPAの共同化、電子化・ペーパーレス化等を通じて細かい粒度での業務プロセスの標準化を実現することが必要である³⁶。

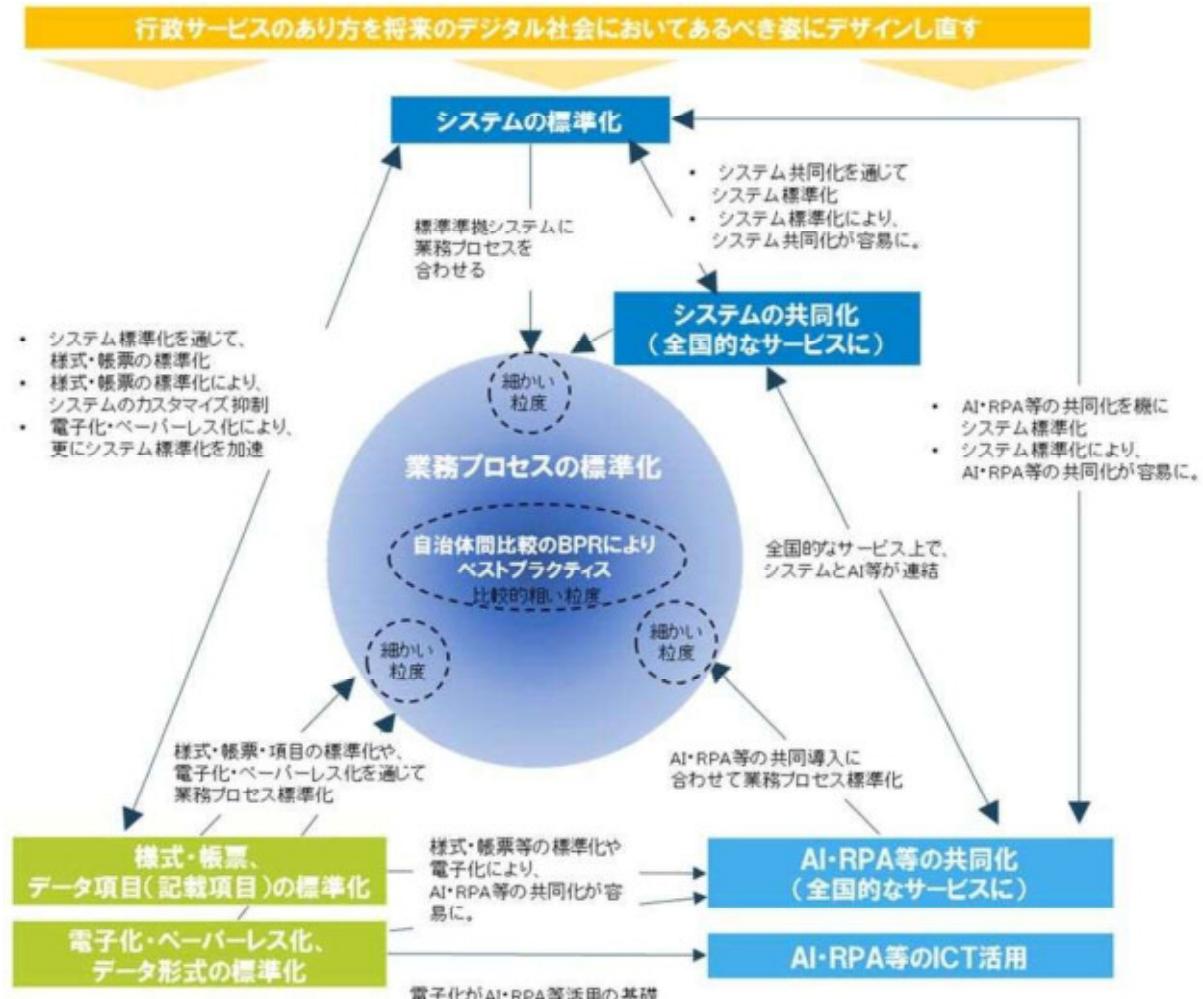


図7 各テーマと業務プロセスの相関図

(2) 業務プロセスの標準化とシステムの標準化の関係

業務プロセスとシステムの標準化については、扱るべき業務プロセスを決めた上で、それに応じたシステムを構築する方法と、使うべきシステムを決めた上で、それに業務プロセスを合わせる方法を考えるが、標準化の議論においては、システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる方が効果的である。

³⁶ 総務省においては、①より効果的・効率的な事務処理を行うために同種の団体の中で最も良い業務プロセスに標準化することと、②AIやRPA等のICTの共同導入のために必要な範囲で業務プロセスを標準化するということの双方を目的として、2019年度から「自治体行政スマートプロジェクト事業」を実施している。

事務局において、住基事務³⁷を例に、複数自治体で業務プロセスとシステムの関係を調べたところ、

- ・図8・図9に示すように、「業務フロー」のように粗い粒度では、業務プロセスにはほぼ差異はなかった。また、民間委託をしているか、総合窓口を実施しているかで、粗い粒度でも業務プロセスが一部異なる部分があったが、ほとんどシステムに影響する差異ではなかった。
- ・他方、介護受給資格証明書を住基担当課が発行するかどうか等、課の事務分掌の差異は、システムのカスタマイズに影響していた。

以上を踏まえれば、システムの標準化に資する業務プロセスの標準化のためには、業務フローに現れないほどのかなり細かな粒度の業務プロセスの標準化や、介護受給資格証明書を住基担当課が発行するかどうか等、課の事務分掌の標準化まで必要になるが、必ずしも現実的ではない。そのため、標準化の議論においては、システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる方が効果的である。

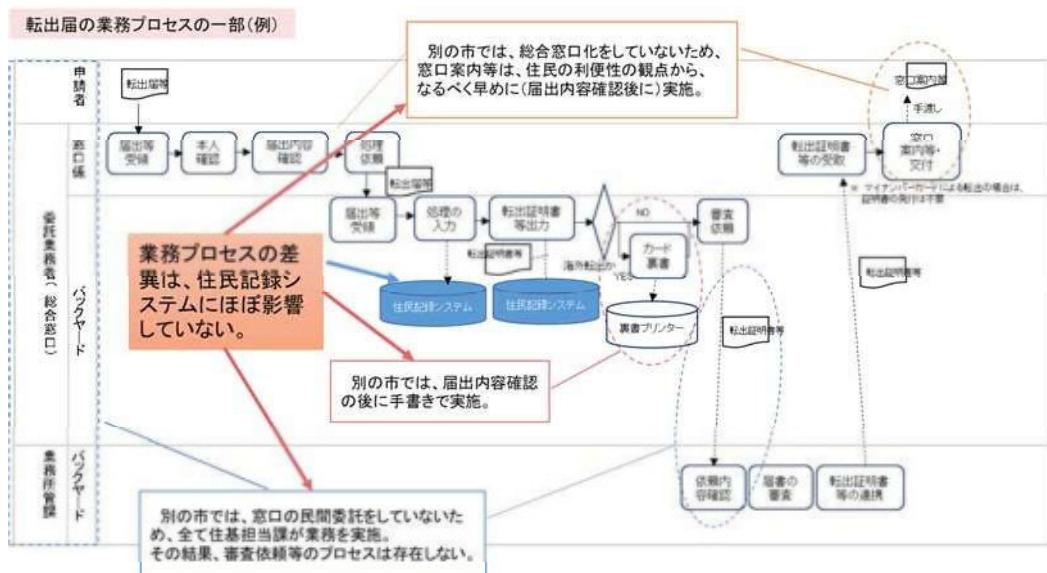


図8 住基関係事務の業務プロセスとシステムの関係

³⁷ 住基事務は比較的定型的であることから、他分野の事務については、業務プロセスとシステムの関係は変わりうる。

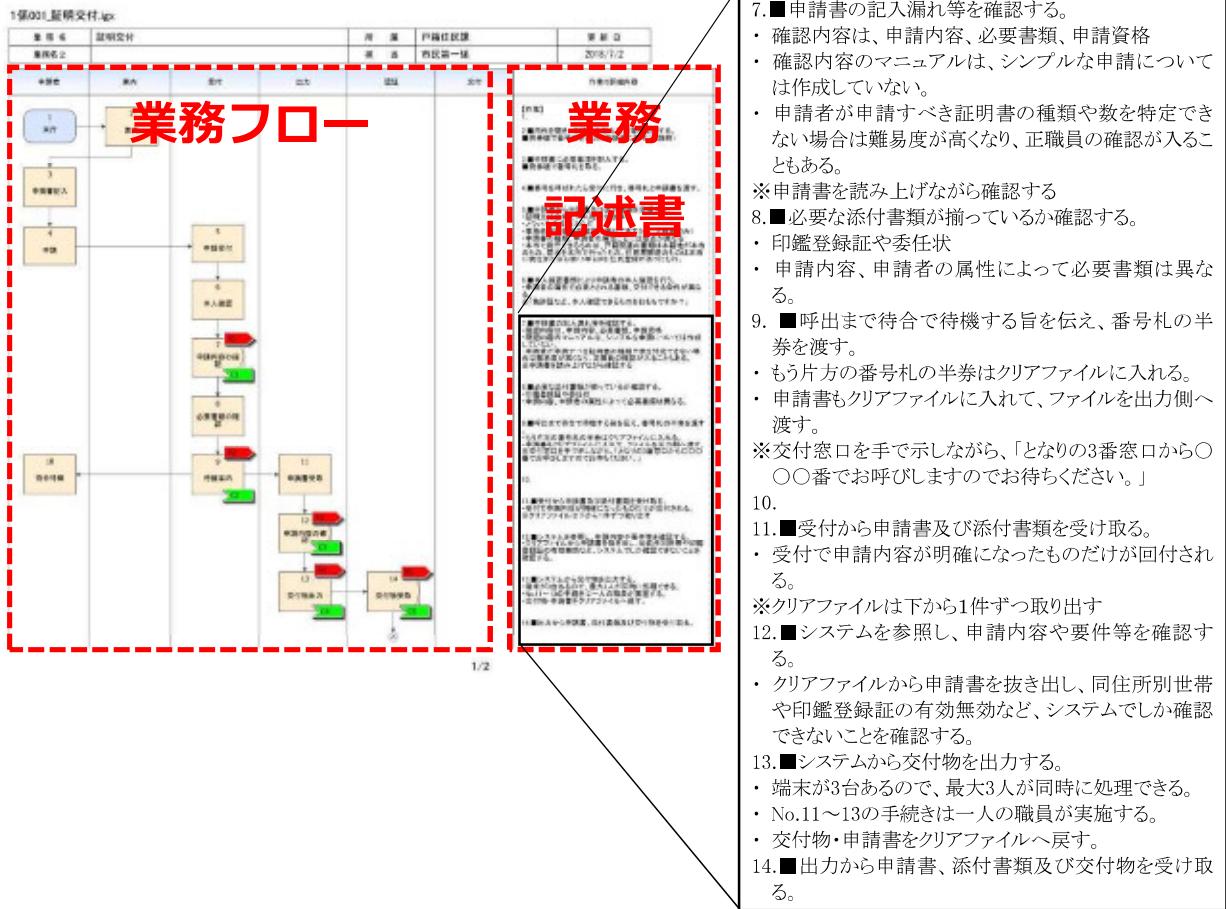


図9 住基担当の証明交付の業務フロー・業務記述書の例

3. システムの標準化

「第4章3(1)全国的なサービスとしてのシステム」で述べたように、遅くとも2020年代に実現すべき姿、すなわち、各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービスとしてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用するという姿を実現するためには、各自治体がパッケージに様々なカスタマイズを加えて利用している現状を踏まえれば、システムがある程度標準化されていなければ各市区町村が支障なく導入することができないことから、そのためにもシステムの標準化が必要である。

もっとも、「第2章1. 業務プロセス・システムの標準化・共同化における課題」で見たように、人口規模の大きな自治体と人口規模の小さな自治体では、全体として、標準化・共同化の進捗に差がある。また、分野によっても標準化・共同化の程度が異なることも考えられる。したがって、既にある程度標準化が進んでいる人口規模・分野等については、以下で述べる標準の設定のプロセスを経ずとも、各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービスとしてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用するという姿を実現できる可能性がある。

この類型の具体例としては、例えば町村のシステムや戸籍分野などが想定される。町村については、

既に、LGWAN-ASPサービスとしての基幹業務システムを全国の自治体が利用している例があり、また、都道府県の町村会単位でシステムを共同化している例もある。また、戸籍分野については、戸籍手続オンラインシステムが備えるべき仕様が標準仕様書により細かい粒度で定められている。しかし、これらについて、本当に標準化が進んでいると評価できるのか、例えば、都道府県の町村会単位でシステムを共同化している例があるとしても、これらの共同化しているグループのシステム間で標準化が十分進んでいると評価できるのかは更に検討が必要である。

(1) 標準化の枠組

- システムの標準化の方策としては、
- I システムの内容について、国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準的な内容を設定し、各市区町村に準拠するよう促すアプローチ(標準設定型アプローチ)と、
 - II システムの内容について、国や業界団体、全国的な協議会・団体等は立ち入らず、市区町村間の協議で定めることを前提に、国や都道府県等による共同化の枠組の提示や助言等によって、共同化を通じたシステムの標準化を促すアプローチ(共同化型アプローチ)
- が考えられる(図10)。

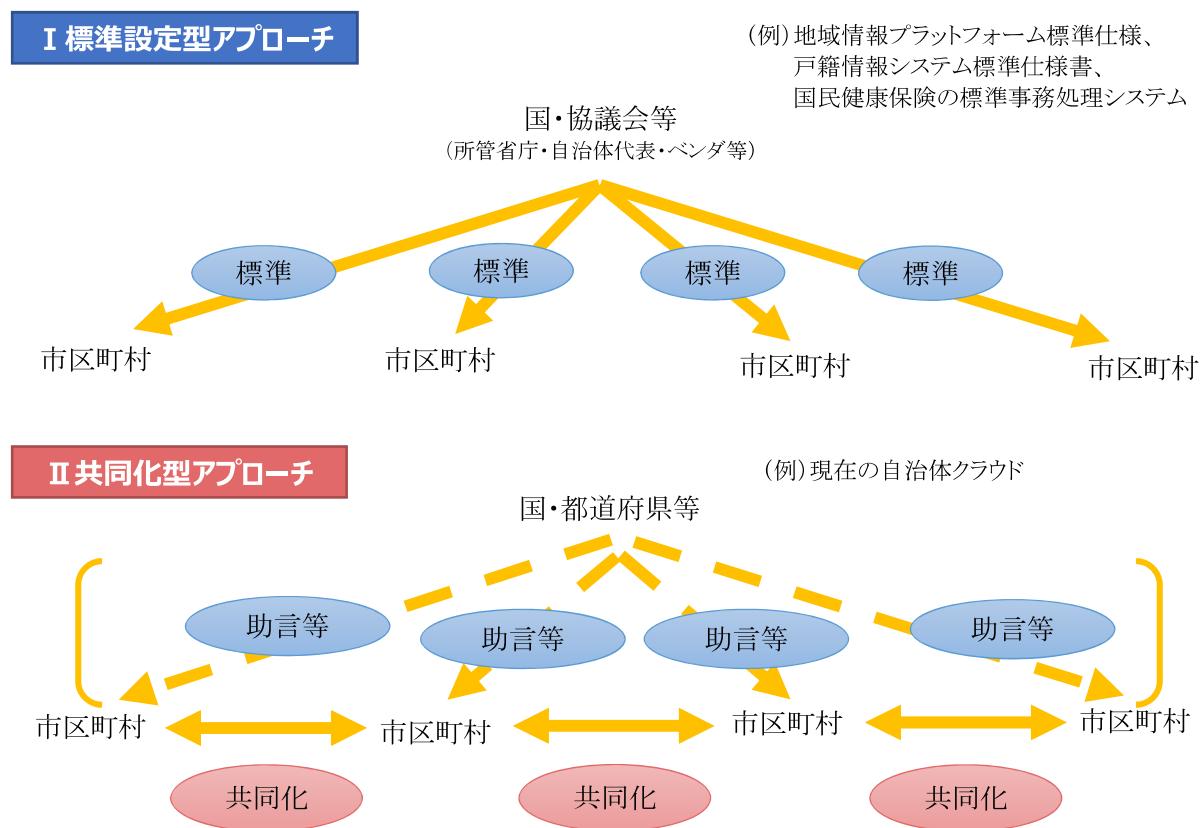


図10 システムの標準化を行う場合の方策

I 標準設定型アプローチの中にも、①国や業界団体、全国的な協議会・団体等がシステムの標準を示し、市区町村がそれに基づいてシステムを調達する類型と、②国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準化されたシステムを一元的に調達し、市区町村が利用できるようにする類型が考えられる(図11)。I ①の例としては、地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様³⁸がある。これらについては、市区町村が個別にシステムを調達すること前提に、ベンダ等による協議会により、データ形式の標準を定めている(資料16)。また、戸籍事務については、戸籍手続オンラインシステムが備えるべき仕様が標準仕様書により定められており、全てのベンダが標準仕様書に従ってシステムを作っている。現在、指定都市市長会と中核市市長会でそれぞれ進めている、地方税分野と住基分野のシステムの標準仕様書を策定する動き³⁹もこの類型に該当する。また、I ②の例としては、国民健康保険の標準事務処理システムがある。国民健康保険では、保険者が市町村から都道府県へと移行したことによる新たな事務の円滑な実施のため、市町村事務処理標準システムを無償配布し、制度改正に応じて改修することとされている。

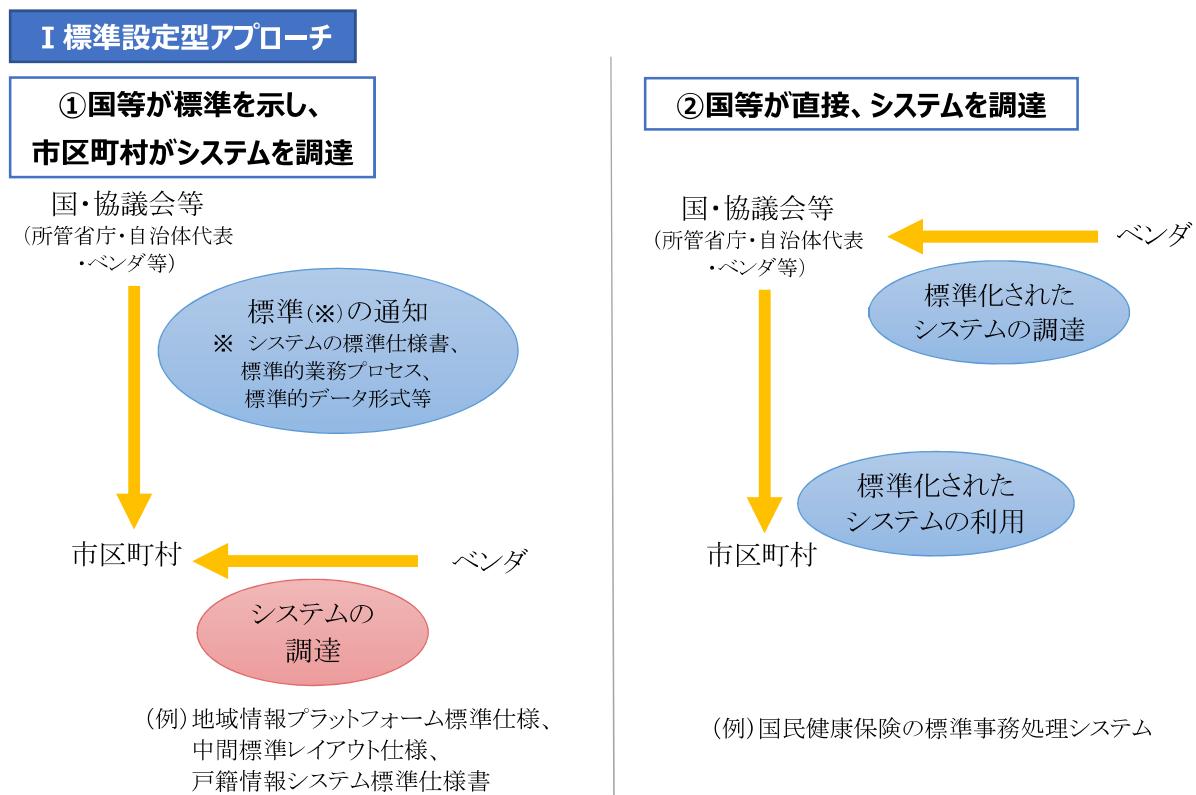


図11 システムの標準化を行う場合の方策【I 標準設定型アプローチ】

³⁸ 市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称及びデータ型、桁、数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様

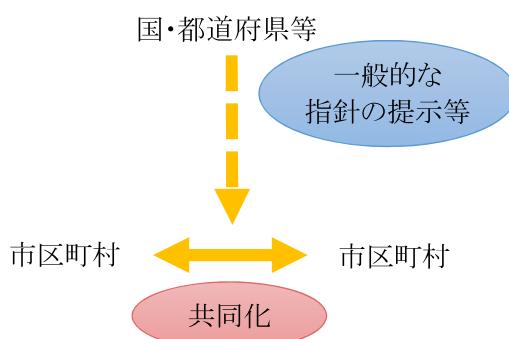
³⁹ 指定都市市長会においては、国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化のため、総務財政部会のもとに研究会を設置し、税務システムの標準化・共通化の範囲・方向性等について検討を実施している。また、中核市市長会においては、住民登録システム及び印鑑登録システムについて、調達仕様書のひな型を作成したところである。

II 共同化型アプローチの中にも、①国や都道府県等の一般的な指針等に基づき、市区町村が共同化を検討する類型と、②国や都道府県等から共同化のグループの提示等を受けた上で、市区町村が共同化を検討する類型が考えられる(図12)。II ①の例としては、現在の自治体クラウド推進の枠組がある。自治体クラウド推進のため、国として「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を示したり、政府CIOが市町村長・都道府県知事を往訪して自治体クラウド導入について直接要請したりしているものの、システムの標準を示しているわけではない。また、II ②の例としては、システムの例ではないが、かつての広域市町村圏の設定とその圏域において共同実施された様々な取組がある。広域市町村圏は、関係市町村及び自治大臣との協議を経て、都道府県知事が設定することとされていた。

II 共同化型アプローチ

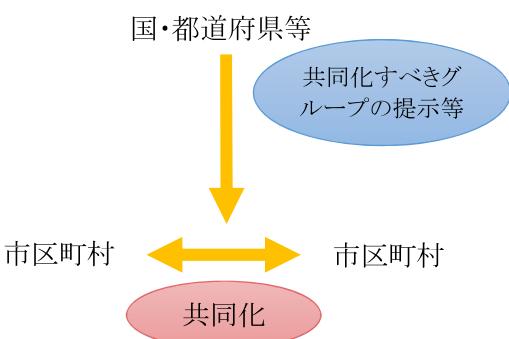
①国の指針等に基づき、 市区町村が共同化を検討

※国等は、一般的な指針や枠組、考え方等の提示や、計画策定の義務付け等を行うが、個別の共同化には介入しない。



(例) 現在の自治体クラウド

②国等から共同化のグループの提示等を 受けた上で、市区町村が共同化を検討



(例)かつての広域市町村圏

図12 システムの標準化を行う場合の方策【II 共同化型アプローチ】

以下では、I 標準設定型アプローチを取るか、II 共同化型アプローチを取るか、また、I 標準設定型アプローチにおける標準設定の主体をどうするかについて、いくつかの類型に分けて検討した。

業務プロセス・システムやそのカスタマイズ、様式・帳票については、以下のように類型化できる。

A 自治体内部の業務プロセス・システム(Bを除く。)

A1 制度に由来するもの

A2 現場ニーズに由来するもの

B 自治体内部の情報のやり取り(他システムとの情報連携)

C 自治体外部(住民、企業、団体、他自治体等)との情報のやり取り(情報連携、統計の情報提供、申請等)

資料12「中核市等における住民記録システム等のカスタマイズの例」(全83件)を基に、A1～Cに分

類すると、自治体内部の業務プロセス・システムの制度に由来するもの(A1の領域)よりも、現場ニーズに由来するもの(A2の領域)、自治体内部の情報のやり取り(Bの領域)や自治体外部(住民、企業、団体、他自治体等)との情報のやり取り(情報連携、統計の情報提供、申請等)(Cの領域)の方が多いことが分かる(図13)。

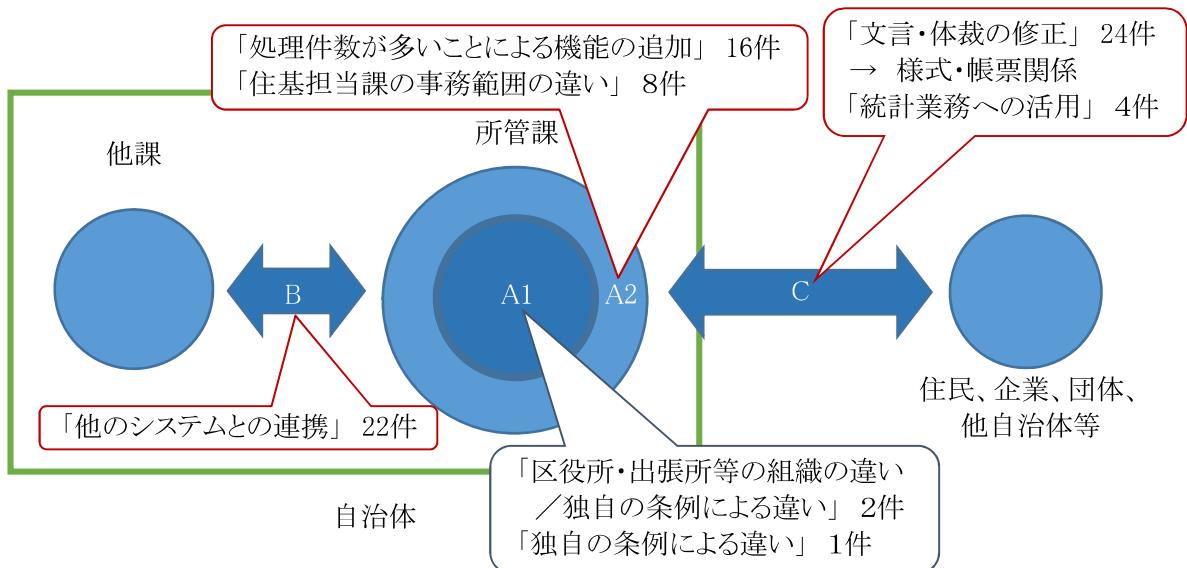


図13 中核市等における住民記録システム等のカスタマイズ(資料12)の類型

A1法令・通知等の制度に由来するものの標準化については、所管府省が制度趣旨について最も詳しいと考えられることから、所管府省の役割が重要である。また、費用対効果を判断するには、どの程度重大なカスタマイズかどうかが分からなければならず、その意味では実際にプログラミングを行っているベンダの役割が重要である。そのため、I 標準設定型アプローチのうち、標準設定に所管府省及びベンダが関与する形が有効である。

A2現場ニーズに由来するものの標準化については、実務担当者が便利機能・過誤防止等の機能の効果・要否を最も良く判断できると考えられることから、実務を担っている自治体の役割が重要である。また、実際にプログラミングを行っているベンダの役割が重要である。そのため、I 標準設定型アプローチのうち、標準設定に自治体代表及びベンダが関与する形か、II 共同化型アプローチが有効である。

Bマルチベンダ環境にある自治体での、マルチベンダであることに伴うシステム間の情報連携のカスタマイズについては、当該自治体では対処が困難であることから、データ形式等の標準化によってそうしたカスタマイズを抑制できるよう、I 標準設定型アプローチのうち、標準設定にベンダが関与する形が有効である。その際、既に、マルチベンダ環境で自治体内システム間の連携をさせる仕組みとして地域情報プラットフォーム標準仕様があることから、これを拡充することが考えられる。

C自治体外部との情報のやり取りのうち、紙媒体で行われているもの(様式、帳票等)については、セキュリティの問題も整理した上で、電子化・ペーパーレス化を見据えた標準化を進めることが必要である。この標準化に当たっては、I 標準設定型アプローチのうち、標準設定に、情報のやり取りを行っている主体、すなわち、自治体と外部団体が関与する形が有効である。その際、設定された標準に拘束

力を持たせるためには、所管府省の役割も重要である。また、電子的な連携については、技術的な内容に関わることから、ベンダの役割も重要である。

なお、これらA1～Cにおいて、住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由があるときは、カスタマイズを行うこともやむを得ないと考えられる⁴⁰。本研究会で目指す業務プロセス・システムの標準化は、自治体の独自サービスなど業務内容自体の標準化を目指したものではない。

一方で、業務プロセス・システムの標準化は、これまで進められてきた地方分権改革と矛盾するものではない。地方分権改革は、住民の多様なニーズに応えることで、地域の元気をつくり、住民が豊かさを享受することを目的としている⁴¹が、住民のニーズから見れば、各種施策の内容については、これまで地方分権改革で移譲された権限の活用を含め、自治体ごとの多様性が發揮されることで、そのニーズに、より的確に応えることができる。他方で、施策を実現する手段としての手続やシステムについては、自治体間で標準化されることにより、住民・企業等の利便性の向上や重複投資の削減に繋がるものと考えられる。そのため、システムの標準化が実現すれば、住民の利便性を高めながら、地域の実情に応じた行政サービスの提供に自治体の資源を集中させることができ、真の地方分権に繋がるものである。その際、手続やシステムについては、法令により規定され、又は大きな影響を受けていることが多いことから、国は、現場の状況も踏まえた法令改正など、制度のメンテナンスを柔軟に行い、手續やシステムの標準化を強力に推進すべきである。なお、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされており、地方自治体が住民サービス提供のための人的・財政的負担を軽減するため国が旗振り役となって標準化を進めるというのは、地方自治の本旨にも沿った考え方と言える。

このように、各類型について、異なる方策が考えられるが(表1)、これらA1～Cそれぞれや「自治体ごとの多様性が求められる事項」は、概念上は区別できても、実際に具体的な業務プロセス・システムに当てはめるとなると、各部分についていずれに当てはまるかの仕分けが必要であり、また、仮に仕分けられたとしても、相互に密接に関連しあうことが考えられる。

表1 類型ごとの考えられる方策

類型	考えられる方策
A1 自治体内部(制度由来)	I 標準設定型アプローチ:所管府省・ベンダが関与
A2 自治体内部(現場ニーズ由来)	I 標準設定型アプローチ:自治体代表・ベンダが関与 II 共同化型アプローチ
B 自治体内部の情報のやり取り	I 標準設定型アプローチ:ベンダが関与

⁴⁰ 総務省「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」(2019年3月29日)

⁴¹ 地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(2014年6月24日)

C 自治体外部との情報のやり取り

I 標準設定型アプローチ： 自治体代表・外部団体・所管府省・ベンダが関与

※ 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由があるときには、カスタマイズを行うこともやむを得ない。

そうしたときに、所管府省・自治体・ベンダのいずれか単独で標準化しようとしても、

- ・ 所管府省にとって、カスタマイズの多くは法令・通知より細かく、実務を担っていない所管府省では良し悪しが判断できない
- ・ 自治体にとって、法令・通知等の解釈が必ずしも明確でないことが多く、また、担当者間の水平的調整のみでは、調整コストが高く、決着できない
- ・ ベンダにとって、発注者である自治体の要望を受け入れざるを得ないことから、この三すくみを解消して、標準を設定する方策を考える必要がある。

また、上図でも示されているとおり、II 共同化型アプローチだけでは解決できない領域があり、スピード感を持って標準化を実現するためには、II 共同化型アプローチだけでなく⁴²、I 標準設定型アプローチも強力に進めるべきである。両アプローチの関係については、

- ・ 標準化を進める際にも、単に標準化するだけでなく、共同化することによって、自治体職員やベンダの負担が減り、
 - ・ 共同化を進める際にも、設定された標準が共同化の際の拠るべき基準となり、調整コストが減ることで共同化が促進され、
 - ・ それによって、共同化のプロセスの中で標準を採用する団体も増え、更に標準化が進む
- というように、両アプローチは相反するものではなく、両者相まって相乗効果を生むものである。

以上を踏まえ、システムの標準化については、I 標準設定型アプローチとII 共同化型アプローチを並行して進めることとし、I 標準設定型アプローチについては、指定都市市長会・中核市市長会の標準化に向けた自主的な動きも踏まえつつ、自治体・ベンダを含む関係者がコミットした形で各行政分野のシステムの標準を設定すべきである⁴³。制度や自治体外部(他自治体、国、事業者等)との情報連携に関わる部分については、所管府省も関与すべきである。そのため、本報告書公表(2019年5月)後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で個別行政分野のシステムの標準を設定する取組を開始すべきである。

この点、国が主体となって標準を設定すべきという考え方もありうるが、所管府省は制度や自治体外部との情報やデータのやり取りについては詳しいとしても、自治体内部においてどのような業務プロセスでどのようなシステムを使っているかという実態を把握していないことも珍しくなく、国が主体となって標準を設定すれば、利用者である自治体のニーズから乖離した使いづらい標準になってしまう可能性も否定できない。その場合、標準は設定できたとしても、結局、自治体やベンダに使われないという可能

⁴² 自治体クラウドを通じたシステム共同化のためのカスタマイズ抑制の具体的な進め方については、総務省「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」及び「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(2019年3月29日)を参照

⁴³ 単に標準を設定するのみならず維持管理の仕組みが必要

性もある。

また、I 標準設定型アプローチについては、原則として、「I ①国や業界団体、全国的な協議会・団体等がシステムの標準を示し、市区町村がそれに基づいてシステムを調達する類型」、具体的には標準仕様書の作成によるべきである。「I ②国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準化されたシステムを一元的に調達し、市区町村が利用できるようにする類型」は一つの方法ではあるが、その場合、「第4章3(3)競争環境の確保」で述べたように、仮に制度上、管理を担うベンダが更新時期に入れ替わりうる仕組みとしたとしても、全国で一つのサービスしかなければ、最初に請け負った以外のベンダはノウハウを蓄積することができなくなり、事実上、市場から退出せざるを得なくなつて、全国的な巨大なベンダロックインに陥りかねない。もっとも、いずれの類型を取るかは個々の状況に応じて判断すべきであり、例えば、全く新しい分野において全く新しい事務が発生した場合であって、I ②の手法の短所を考慮してもなお I ②の類型が望ましいと判断されたようなときには、I ②の手法を取ることを否定するものではない。

(2) 標準の数

標準を設定する場合、人口規模や組織の違い等に応じて複数の標準を設定することもありうる。「第2章1(2)指定都市・中核市等(人口20万以上)のミクロの課題」で分析したように、指定都市・中核市等においては、処理件数が多いことにより機能を追加するカスタマイズは多く、また、指定都市はそれ以外の市区町村と異なり行政区があるため、人口規模にかかわらず全て一つのシステムに統合するのは現実的でない場合もある。

(3) 標準の内容（粒度）

既存の業務の業務プロセス・システムについて標準を設定する場合、その粒度が極めて重要である。「(1)標準化の枠組」で見たように、自治体内部の業務プロセス・システムの制度に由来するカスタマイズよりも、現場ニーズに由来するカスタマイズの方がはるかに多く、法令・通知等に基づくコア業務だけを記述したような粒度の粗い標準仕様書を作つても、既に出回っているベンダのパッケージはほとんどそれに合致しているので、結局、システムの標準化に繋がらないことになりかねない。したがつて、実効性のある標準とするためには、既存のシステムが全て当てはまるような粗いものではなく、便利機能・過誤防止等の現場ニーズに由来する機能を中心に、大部分のカスタマイズを抑制できる程度の細かな粒度の標準が必要である。

そのためには、単に複数のシステムの共通点を抜き出した最大公約数的なものでなく、実際に市区町村で使われているシステムを参考に標準を設定すべきである。その際には、単に今あるシステムを標準化するだけでなく、将来のデジタル社会においてあるべき姿に標準化していくことも求められる。「第4章2. 行政手続を紙から電子へ」で述べたように、システムの標準化を行う際には、電子化・ペーパーレス化を視野に入れた標準を構築しなければならない。「2(1)業務プロセスの標準化とシステムの標準化の関係」でも述べたように、一旦システムの標準が設定されれば、業務プロセスそのものをシステムに応じたものに見直すことが求められる。

このように、システムの標準に求められる粒度としては、一般論として「大部分のカスタマイズを抑制できる程度の細かな粒度」ということが言えるが、具体的にどの程度の粒度の標準が必要なのか、カスタマイズ抑制検討会の議論も参考に検討した。

2016年8月に総務省が公表した「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイントについて」では、自治体クラウドの導入プロセスを5つのフェーズに整理している(図14)。フェーズ3の「仕様検討・システム選定」において、実際に取りまとめる調達仕様書は、①機能要件の概略を記載した粗い粒度のものと、②詳細な機能要件を記載した細かい粒度のものの2パターンがある。

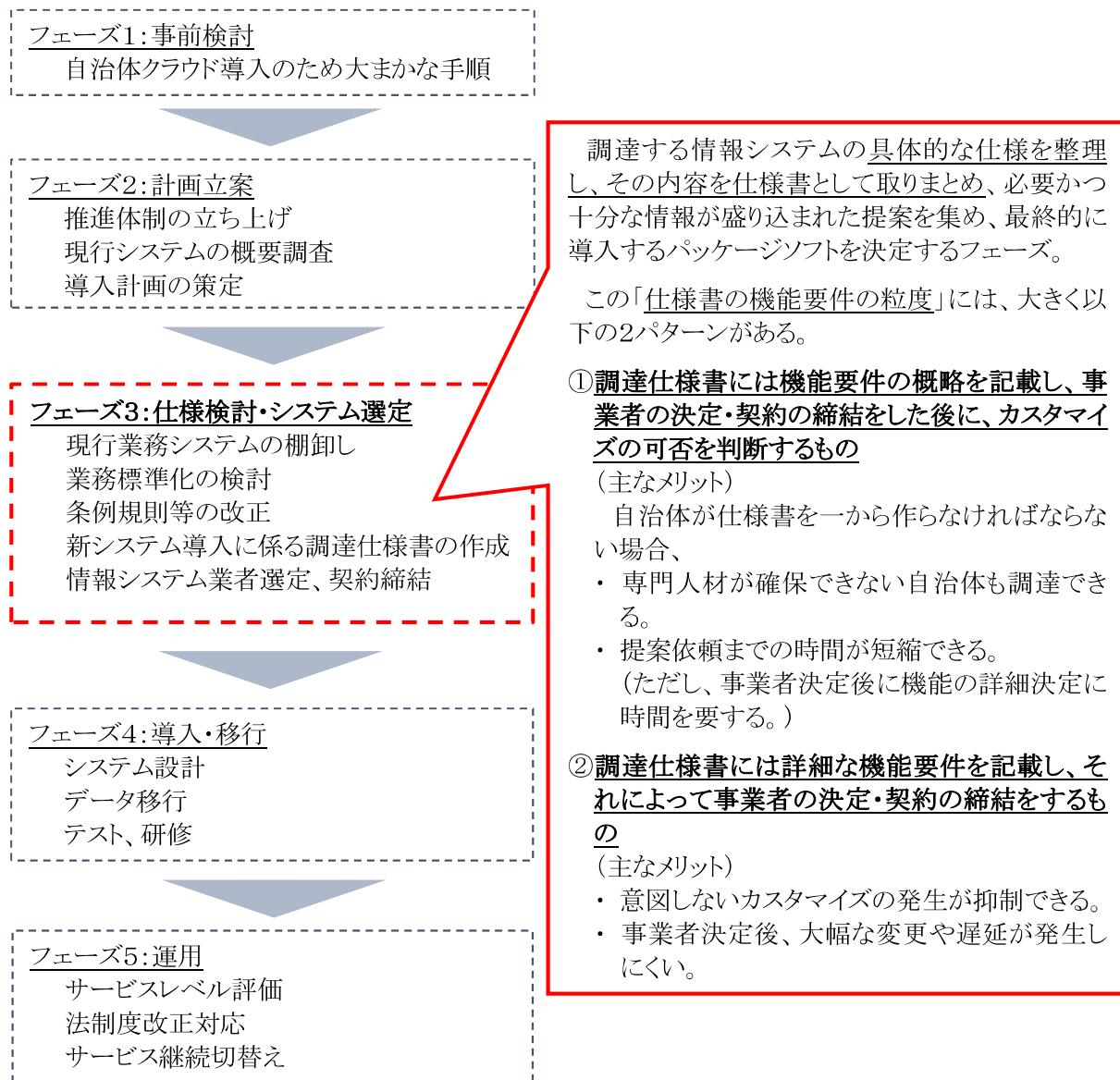


図14 自治体の情報システムの調達の流れ

①のパターンでは、調達仕様書には機能要件の概略を記載し、事業者の決定・契約の締結をした後に、カスタマイズの可否を判断することになるが、自治体が仕様書を一から作らなければならない場

合、「専門人材が確保できない自治体も調達できる」、「提案依頼までの時間が短縮できる(ただし、事業者決定後に機能の詳細決定に時間を要する。)」といったメリットがある。②のパターンでは、調達仕様書には詳細な機能要件を記載し、それによって事業者の決定・契約の締結をすることとなるが、早い段階でカスタマイズの発生が把握できる」、「事業者決定後、大幅な変更や遅延が発生しにくい」といったメリットがある。

両パターンは、個別の自治体の調達仕様書としてはいずれも一長一短だが、標準仕様書としては②のパターンに近いものが望ましい。①のパターンは、そもそもノンカスタマイズで導入することの合意が取れている場合に有効なものであり、また、そのメリットは、自治体が仕様書を一から作らなければならない場合のものであって、標準仕様書を作る場合にはそのまま当てはまらない。また、標準仕様書の作成の大きな目的がカスタマイズの抑制だとすると、②のパターンの方がより直接的である。

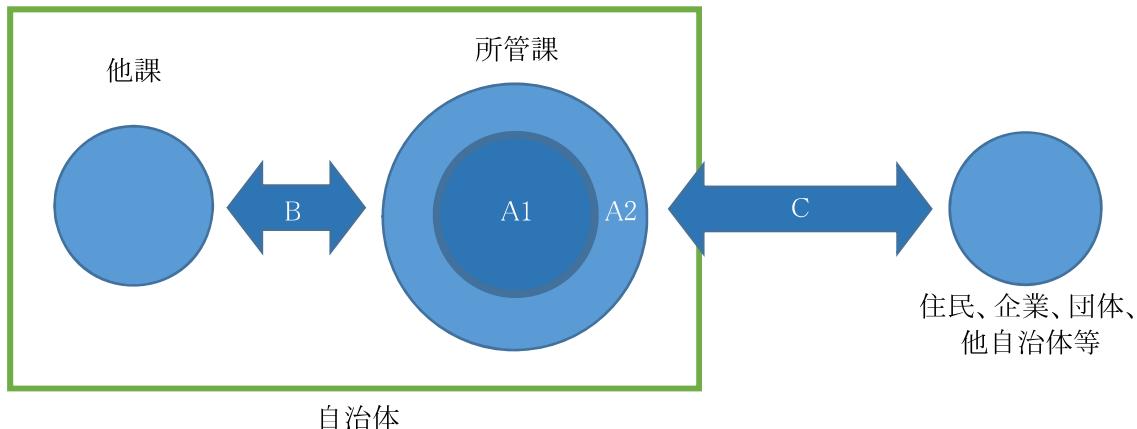
地方自治体でシステムを調達する際の仕様書については、資料17のように記載内容は多様であり、概要や方針のみのものから細かい要件まで記載されているなど粒度も様々であるが、「大部分のカスタマイズを抑制できる程度の細かな粒度」であるためには、少なくとも資料17の「仕様書A」や「仕様書B」程度の粒度が必要である。

また、ベンダロックインを避け、競争環境を確保するため、各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能とする姿を目指すとすれば、項目としては、少なくとも以下については細かな粒度で標準化することが必要である。

- ・ 制度に由来する機能(法令解釈等)(図15中A1)
- ・ 現場ニーズに由来する機能(人口規模や組織の違い等に応じた便利機能・過誤防止機能等)(A2)
- ・ 庁内他システム・共通基盤との情報連携(B)
- ・ 外部システムとの情報連携(Cの一部)
- ・ 標準化のニーズが高い様式・帳票(Cの一部)

一方、以下については、必ずしも全て細かい粒度で標準化しないことも考えられる。

- ・ 標準化のニーズが高くない様式・帳票(Cの一部)
- ・ 地域の実情に応じた行政サービスの提供(※)
- ・ 担当課の事務範囲
- ・ 画面遷移等のユーザインターフェイス部分



類型	考えられる方策
A1 自治体内部(制度由来)	I 標準設定型アプローチ: 所管府省・ベンダが関与
A2 自治体内部(現場ニーズ由来)	I 標準設定型アプローチ: 自治体代表・ベンダが関与 II 共同化型アプローチ
B 自治体内部の情報のやり取り	I 標準設定型アプローチ: ベンダが関与
C 自治体外部との情報のやり取り	I 標準設定型アプローチ: 自治体代表・外部団体・所管府省・ベンダが関与

※ 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由があるときには、カスタマイズを行うこともやむを得ない。

図15 業務プロセス・システムの類型と類型ごとの考え方

(4) 対象分野

システムの標準化に当たっては、各行政分野を対象とするが、優先順位を付けて取り組むこともあります。とりわけ、住民記録システムについては、自治体システムの中核をなすものであり(図16)、本報告書公表(2019年5月)後直ちに、自治体、ベンダ、総務省が連携して最優先で取り組むべきである。それに続き、本研究会において取り上げ、自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野についても優先的に取り組むべきである。介護等の福祉分野については、自治体、ベンダ、厚生労働省が、地方自治制度を所管する総務省及び政府全体のIT戦略の立案・推進を担う内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室と連携しながら、標準仕様書の作成に取り組むべきである。各行政分野における標準仕様書の作成については、原則1年以内で作成すべきである。

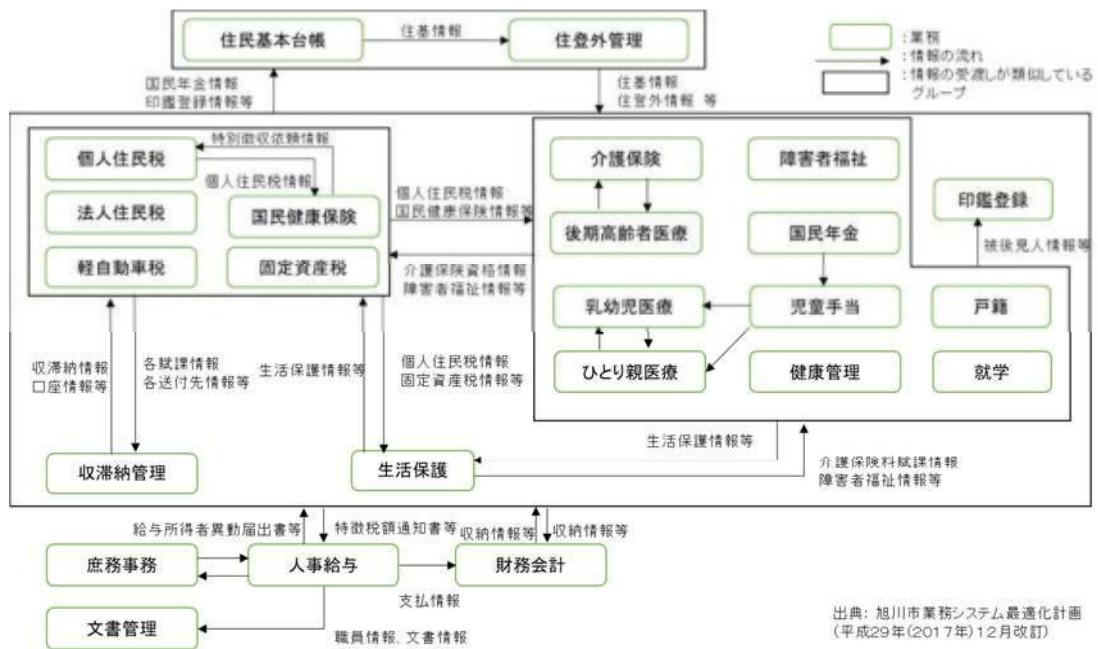


図16 自治体の情報システム間の連携について(イメージ)

(5) 標準の普及

I 標準設定型アプローチを取り、標準が設定されれば、ベンダは標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載して、全国的なサービスとして標準準拠パッケージシステムのアプリケーションを提供し、自治体は、システム更新時期も踏まえつつ、労働力の供給制約等の社会課題に遅滞なく対応できるよう、速やかに全国的なサービスとしてのパッケージシステムを導入することが求められる。標準仕様書ができれば、例えば、地域情報プラットフォーム標準仕様におけるのと同様に、各ベンダのパッケージが標準仕様書に準拠していることを登録(認証)し、各自治体は、システム調達の際に、標準準拠パッケージであることを要件に付して調達することが考えられる。

しかし、標準を設定したとしても、その手法によっては、必ずしも、ベンダや自治体がその標準を採用するとは限らず、また、採用しても引き続き多数のカスタマイズを加えるということがありうる(実効性の問題)。そのため、設定された標準が広く採用され、実質的にも標準となるためには、標準の設定の段階で関係者がコミットすることが重要である。

また、カスタマイズを抑制して標準を採用するためには、首長やCIOのリーダーシップが重要である。自治体の情報システム担当がカスタマイズを最小限にしたいと考えていても、個別業務の担当は現状の業務プロセスが最良と考え、これに合わせるためにカスタマイズを要望するということがあったときに、首長の強いリーダーシップによりカスタマイズを抑えられることがある。

さらに、指定都市市長会・中核市市長会が進めているように、首長のリーダーシップを発揮して共通のプラットフォームの下に標準化を進めるということも重要である。加えて、市区町村の実情を把握している都道府県の役割も重要である。

こうした人材等の観点からスマート自治体を推進するための方策については、「8. 人材面の方策、

都道府県等による支援」において詳述する。

そのほか、必ずしもシステムの専門家でない首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせるため、CIOの活用のほか、市区町村ごとのカスタマイズ率等の、何らかの見える化の手法が考えられる。現状では、カスタマイズ率を客観的に定義することが難しいとしても、標準が設定されれば、そこからの乖離を定義できるようになることも考えられる。また、現在、総務省においてシステム経費の見える化を行っているが、首長や財政部局が、同規模他団体と比べて、システム関係に要している人件費・事務的経費も含め、システム経費がどの程度なのか分かるようにするためにも重要である。

(6) 地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様の有効性向上

競争環境の重要性については、「第4章3(3)競争環境の確保」で述べたところであるが、地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様は、競争環境を確保するために極めて重要である。3市での共同クラウド導入に取り組む前橋市は、先行事例の共同クラウド導入後のコスト上昇事例を分析した結果、次回更新時にベンダが替わりうることを前提とすることが共同クラウド導入後もシステムを安価に保つために不可欠であると判断し、中間標準レイアウト仕様に準拠したデータ引渡しをシステム調達仕様に盛り込むことにしたとのことであった。

一方で、本研究会では、地域情報プラットフォーム標準仕様が抱える課題についても議論がなされた。具体的には、地域情報プラットフォーム標準仕様で連携できるデータ項目は、実際のシステムで連携させる必要があるデータ項目より少なく、連携のためのカスタマイズが相当程度残る、というものである⁴⁴。一方、地域情報プラットフォーム標準仕様は、その管理運営を担う一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)に確認したところでは、多くの自治体が使っているデータ項目は取り入れ、少数の自治体でしか使っていないデータ項目は取り入れていないということであり、むやみに地域情報プラットフォーム標準仕様で連携させるデータ項目を増やすと、準拠製品が必ず対応しなければならないデータ項目が増え、かえって製品価格が上昇する恐れがあるとのことであった。

システムの標準化が進み、それに伴って自治体ごとに必要になるデータ項目が収斂すれば、地域情報プラットフォーム標準仕様でカバーできるデータ項目も増え、システム間データ連携に伴うカスタマイズは減っていくことが期待できるのではないかといった議論もあったものの、地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様については、関係者も多く、具体的かつ専門的な検討が必要であるため、別途検討の場を立てることが適切との判断に至った。

そのため、本年春以降、総務省において検討会を立ち上げ、地域情報プラットフォーム標準仕様及び中間標準レイアウト仕様の有効性向上に向け、主に以下の点について課題整理を行うこととなった。

- ・策定から15年経過したことを踏まえた全体的な見直し
- ・データ項目に関する自治体ニーズの洗い出し
- ・地域情報プラットフォーム標準仕様等の役割の拡充の検討

同検討会では、本年中に課題整理を行い、対応方針を策定する予定である。

⁴⁴ 協力いただいた中核市等における住民記録システム等のカスタマイズ全83件中22件が連携のためのカスタマイズ(資料12)

4. AI・RPA等のICT活用普及促進

「第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題」で述べたように、以下の事務・分野について、AI・RPA等のICT活用を推進すべきである。

- ・自治体が取り組みやすい部分(例:音声認識やチャットボットによる応答の導入)
- ・自治体行政の課題を抱える部分(例:業務量が多い)
- ・住民・企業等にとって利便性が向上する部分

このうち、「自治体が取り組みやすい部分」は、直ちにこうした技術の導入が可能であると考えられることから、各自治体は、他団体の導入事例を参考に導入を進めるべきである。その際、民間企業において検討が進められている「自治体RPAコンソーシアム(仮称)」のように、RPAの対象業務リストやシナリオ等について自治体職員同士が情報交換する場を設けることも有効である。また、「何から取り組めばいいのか不明」、「どのような業務や分野で活用できるかが不明」、「参考となる導入事例が少ない」、「導入効果が不明」という状況にある自治体が多いことから、国において全国の導入事例を周知することも有効である。総務省においては、総務大臣から全国の都道府県知事、市区町村長に直接メールでAI・RPA等のICTの活用事例を紹介する「Society 5.0時代の地方」を発刊したところである。あわせて、自治体のRPA導入への財政支援を行うこととしている(革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業)。

一方、「自治体行政の課題を抱える部分」、「住民・企業等にとって利便性が向上する部分」は、「第2章2(2)導入を推進すべき三類型」及び「第4章1(2)AI・RPA等のICT活用の効果」で述べたように、滞納整理の対象者についてどのような対応が最も効果的かという予測など、技術の導入によって職員の作業時間の更なる削減など大きな効果が生まれる可能性があるが、まだ自治体において広く実用化されていないものもある。このように、数値予測やニーズ予測など、AI技術の活用可能性があるにもかかわらず、現在、開発・導入が進んでいないものについては、自治体と企業、各府省が検討を進める必要がある。総務省においても、これまで実用化されていなかったAIサービスの開発実証に取り組む予定である(革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業)。最新の技術を活用し、より良い住民サービスを実現する製品を開発するためには、行政は企業に丸投げするのではなく、発注者である自治体と、受注者である企業、制度を所管する各府省が力を合わせて知恵を絞ることが重要である。

このほか、「第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題」で見たように、自治体行政の課題を抱える部分(例:業務量が多い)であるにもかかわらずAI・RPA等の導入が難しい原因の一つとして、紙の様式・帳票が多く、その標準化が進んでいないということがあったが、「第4章1(2)AI・RPA等のICT活用の効果」で述べたように、今後、電子化・ペーパーレス化が実現すれば、RPA等も活用しながら大幅に業務量を削減できる可能性がある。この電子化・ペーパーレス化の方策については、「5. 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化」において詳述する。

また、こちらも「第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題」で見たように、AI・RPAの導入に向けた課題として「何から取り組めばいいのか不明」、「取り組むための人材がいない又は不足」と答えた団体が多かったことを踏まえれば、人材面の方策も重要である。これについては、「8. 人材面の方策、都道府県等による支援」において詳述する。

5. 電子化・ペーパレス化、データ形式の標準化

(1) 電子化・ペーパレス化

「第4章2. 行政手続を紙から電子へ」で述べたように、スマート自治体を実現するためには、できる限り情報連携によりバックヤードで完結させて不要にできる手續は不要にした上で、抜本的な電子化・ペーパレス化を行うことが不可欠である。

これまで、総務省においては、「オンライン利用促進指針」を策定し、住民の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手續を「オンライン利用促進対象手續」と位置付け、行政手続オンライン化法第11条の規定の趣旨を踏まえ、毎年度、オンライン化の状況を調査・公表してきた。2018年5月には、内閣官房IT総合戦略室の行った「行政手続等の棚卸し」の結果を踏まえ、「オンライン利用促進指針」を改正し、「オンライン利用促進対象手續」に新たに13の手續(例:給与支払報告書の提出、児童手当の受給資格・所得現況届出)を追加指定した上で、更なるオンライン利用の促進に取り組むよう助言するなどの取組を行ってきている。

現在、国会では、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」(デジタル手続法案)が審議されており、行政手続のオンライン原則や添付書類の撤廃などが定められている。

また、政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」では、2017年7月から様々な手續が電子申請できる基盤を提供している⁴⁵。これを活用すれば、これまで全く電子申請に取り組んでこなかった自治体であっても、「ぴったりサービス」を使うことで電子申請をスピーディかつ安価に実現することができる。現在、「子育て」、「介護」など26手續について電子申請が可能であるほか、それ以外の手續についても、所定の手續を踏むことで手續の検索や電子申請が可能となっている。

その際、「ぴったりサービス」で自治体の手續の検索や電子申請を可能とするためには、自治体において、「ぴったりサービス」と接続し、手續及び申請様式を登録する作業が必要である。また、自治体は、電子申請されたデータをPDF・CSV・XMLのいずれの形式でもダウンロード可能であるが、既存システムとの連携が行えない場合、電子申請の内容を紙で出力した上で既存システムに入力するといった既存の業務プロセスが維持され、十分な効率化が見込めないことから、こうした作業についてRPAを活用して自動化することも考えられる。

なお、マイナンバーカードがあれば、マイナポータル上で様々な手續が可能となる。今後、オンラインによる厳格な本人確認が必要な手續も含めて更にマイナポータル上で電子化・ペーパレス化が進んでいくことが考えられ、その前提となるマイナンバーカード等を通じた公的個人認証の仕組みとその普及は、今後のデジタル社会を実現するためにも不可欠である。

そのほか、各分野でも、電子化・ペーパレス化の取組が進められている。2004年度に稼働したeLTAXを活用して電子申告に対応する団体は順次拡大し、現在は、全ての自治体に対して、法人関

⁴⁵ 市区町村においてマイナポータルと接続し(2019年1月時点で900団体が対応)、申請様式を登録することが必要

係税等の電子申告が可能となっている。法人の利用率は着実に向上しており、2017年度・法人道府県民税の電子申告利用率は65.8%となっている。地方税においては、行政手続コスト削減のための基本計画を策定し、削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)を掲げて、電子化を推進しているところである。

また、内閣官房IT総合戦略室においては、引越しワンストップサービスの実現に向けた検討を進めている。その中で、関係府省、自治体、民間事業者によるサービスデザインワークショップを開催し、実現を目指すサービスの具体像について利用者目線から意見交換を行った。その結果、自治体及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるよう、これらの手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供し、「引越しポータルサイト」と自治体システムはマイナポータルを通じて接続することとなった。2019年度から引越しワンストップサービスを開始できるよう、今後、実証実験を行う予定である。この場合も、マイナンバーカードを持っている住民については、転出元の自治体窓口に来なくてもマイナポータルを通じて転出届を提出できる⁴⁶よう検討が行われている。

さらに、自治体レベルでも、総務省が行った「業務改革モデルプロジェクト」において、例えば、北見市や船橋市では、窓口支援システムを活用し、職員が応対の流れの中で申請書類をシステムが作成する「書かない窓口」の取組を行っている。申請書類をシステムが作成することで内容がデータ化され、必要な手続の判定など後続の処理で活用可能となるなど、業務の効率化にも効果が出ている。また、熊本市では、届出書作成支援・窓口案内システム(届出ナビ)を活用し、転入等の異動届を出す際に、市民がタブレットで情報を入力し、届出書と窓口案内を出力し、窓口ではQRコードを用いて、異動情報データ化する取組の実証事業を行ったところである。

(2) データ形式の標準化

また、昨年12月に、政府の第75回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・第6回官民データ活用推進戦略会議合同会議において、「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」が決定された。政府においては、官民を通じた分野横断のデータ連携を行うため、官民データ活用推進基本法、世界最先端デジタル国家創造宣言に基づき、データ形式の標準化を推進しているところである。

⁴⁶ この場合も、転入先の自治体窓口には、転入届の提出やマイナンバーカードの記載事項変更等のために来る必要がある。

6. データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化

(1) 対象・粒度

「第4章1(3)電子化・ペーパーレス化とデータ項目、様式・帳票等の標準化の効果」で述べたように、電子化・ペーパーレス化が抜本的な解決方法ではあるものの、直ちには電子化・ペーパーレス化が不可能なものについては、記載項目や様式・帳票の標準化が有効である。また、電子化・ペーパーレス化が実現しても、データ項目の標準化を進めることで、その効果を更に高めることができる。

その一方で、住民サービス向上のために独自の様式・帳票を使っている場合などもあることから、全ての様式・帳票を一律に標準化することを目指すことが必ずしも良いとは限らない。例えば、北見市では、各課が所管する申請様式を、「フレームと部品化の組み合わせ」という考え方で、記入しやすさと業務効率を考慮した共通的なデザインや項目の配置を作り変え、庁内で標準化している。また、届出の効率化のため、住民異動届の兼様式化⁴⁷も行っている。仮にこうしたもの拘束的な手法により標準化するとしたときに、北見市の様式を標準様式とするのが現実的でないとすれば、北見市は元の様式を使わざるを得なくなり、住民サービスを損ねることにもなる。

したがって、様式・帳票の標準化に当たっては⁴⁸、全ての様式・帳票を一律に細かい粒度で標準化することを目指すのではなく、

- ・ 様式・帳票の標準化のニーズや効果(例:住民・企業等の利便性向上、システムのカスタマイズ抑制、AI・RPAの更なる活用)
- ・ その様式・帳票が使われる頻度・分量
- ・ 住民・企業等からの申請(自治体から見たインプット)なのか、住民・企業等に対する通知・交付等(自治体から見たアウトプット)なのか
- ・ 申請の場合、申請者が住民か企業か、同一申請者による複数自治体への申請が想定されるものかどうか
- ・ 今後の電子化・ペーパーレス化の見込み

等を勘案した上で、実態に即して標準化を進めるべきである。

(2) 手法

標準化の手法についても、住民・企業等からの申請(自治体から見たインプット)なのか、住民・企業等に対する通知・交付等(自治体から見たアウトプット)なのか等に応じて様々な手法が考えられる。

例えば、住民・企業等からの申請(自治体から見たインプット)で言えば、内閣府規制改革推進会議

⁴⁷ 住民異動届と国民健康保険・国民年金・介護保険被保険者異動届を一枚の様式とし、届出の効率化を行ったもの。なお、北見市は「書かない窓口」を実施しており、この届出書はシステムで作成する。

⁴⁸ データ項目・記載項目の標準化についても、基本的に様式・帳票の標準化に準じた方策が考えられるが、データ項目については、電子的に処理する場合、IDを振るといった独自の論点もありうる。

において、事業者側のニーズを基に⁴⁹、各省庁に対して様式・帳票の改善方策の検討を要請しているところだが、これ以外にも、住民や自治体側から見て、標準化のニーズが高い様式・帳票があることが考えられる(例:AI-OCRで様式・帳票を読み取り、自動処理ができるようにデータ化したい)。こうした様式・帳票については、省令等により標準を定めるべきである。

また、住民・企業等に対する通知・交付等(自治体から見たアウトプット)で言えば、自治体のシステムのカスタマイズを防ぐ観点から、標準化のニーズが高い様式・帳票があると考えられる。また、多くの人が利用する汎用性が高い様式(例:住民票の写しや転出証明書)については、住民や自治体側から見ても、標準化のニーズが高いと考えられる。こうした様式・帳票の標準化については、自治体・ベンダを含む関係者がコミットした形でシステムの標準を検討・設定⁵⁰する際に併せて検討を行い、システムの標準仕様書及び省令等において標準様式・帳票を定めるべきである。

様式・帳票については、省令等で定められている例も多いことから、システム以上に所管府省の役割が大きい。システムの標準化についての国の推進体制については「3(4)対象分野」において述べたが、様式・帳票の標準化についても、総務省、厚生労働省、内閣官房(IT総合戦略室)等の関係府省が連携して、ニーズの高い様式・帳票の標準化を強力に進めるべきである。なお、標準化に当たっては、現に自治体で使われている様式・帳票を画像解析AI・言語解析AIで解析させて標準様式・帳票を定める方法もありうる。マイナポータル(ぴったりサービス)では、国民が市区町村に対して子育てをはじめとする手続について電子申請ができるが、市区町村ごとに異なる各種申請様式を市区町村がスキャナで読み取ることにより、画像解析AIの機能を活用して申請入力フォームを作成できるシステムを既に実現している。さらに、現在、言語解析AIで、「氏名」「お名前」など表記の揺れがあるものを同義判定し標準的記入項目を抽出することについて分析しているところである。様式や項目が自治体ごとに大きく異なっており、人手で標準様式・項目を定めるためには大きな労力を要するもの(例:競争入札参加資格審査申請書)については、こうした画像解析AI・言語解析AIで標準様式・項目を定めることが特に有効である。

様式・帳票の標準化を行う際には、レイアウトも含めて標準化を行う方が、AI-OCRの読取精度向上など効果は高いが、それが難しい場合も、実態に即して記載項目の標準化を行うべきである。

また、「第2章3. 住民・企業等との間の申請・通知等における課題」の就労証明書の例で見たように、人口規模や自治体が置かれた状況等によって業務内容の差異がある中で、データ項目・記載項目を少ない方に合わせれば、多くの項目が必要な自治体にとっては不十分なものとなり、多い方に合わせれば、少ない項目で十分な自治体にとっては繁雑なものとなり、いずれにせよ自治体にとって使い勝手の悪いものになる可能性がある。そのため、データ項目・記載項目の差異が業務内容の合理的な差異に由来している場合は、標準的なデータ項目・記載項目を設定した上で、自治体ごとに必要に応じて追加・削除を認めるべきである。その際、項目名の揺れを減らす観点からは、最大公約数的な標準を設定して追加を認めるよりは、最小公倍数的に網羅した標準を設定して削除を認める⁵¹方が望ましい。

⁴⁹ 各府省が作成した「地方自治体における手続上の書式等が異なるもののリスト」を参考に、事業者団体から、「書式等が異なることにより、事業者として負担が大きいもの」として情報提供があったもの。申請や届出の様式が多い。

⁵⁰ 「3. システムの標準化」を参照

⁵¹ 就労証明書の標準的様式の事例で言えば、例えば「就労時間」という項目について、最大公約数

7. セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用

(1) 方策

「第4章3. 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」で述べたように、今後、システムの標準化・共同化やAI・RPA等のICT活用を進めるに当たっては、各行政分野において、複数のベンダーがクラウド上の全国的なサービスとしてシステムやAI・RPA等のアプリケーションを提供し、各自治体はサービス利用料を払って、原則としてカスタマイズせずにそうしたサービスを利用するという姿を目指すべきである。

とりわけ、AI・RPAについては、自治体への導入は始まったばかりであり、システムのように多様な形では発展していないため、全国的なサービスとしてアプリケーションが提供されることで最も高い費用対効果を見込めるものについては、現在の自治体クラウドのように近隣自治体が集まって共同導入する段階を経ずとも、こうした姿を実現することも考えられる。現に、AIについては、現在はパブリッククラウド⁵²環境で利用している団体が半数以上を占める(資料21)。今後、LGWAN-ASPサービスとしてAIが提供されれば、コミュニティクラウド⁵³環境でAIを利用する団体も増えるものと見込まれる。

もっとも、自治体の業務では住民等の個人情報を扱うケースも多く、システムやAI・RPA等の活用においては、セキュリティやプライバシーの問題に留意した上で、共同利用できるようにすることが必要である。したがって、全国的なサービスの提供方法として、チャットボットや公開の会議の議事録作成など、個人情報を含まないような業務におけるAI・RPAの活用については、インターネット上のサービスの利用が考えられる。一方、住民等の個人情報を扱う業務については、セキュリティやプライバシーの問題に留意した上で共同利用する仕組みとして、LGWAN-ASPサービスの利用が考えられる。具体的なインターネットの活用例としては、チャットボット(会津若松市)、AIによる道路管理(千葉県千葉市)が、LGWAN-ASPサービスの活用例としては、基幹業務システム(TKC)、AI-OCR(京都電子計算株式会社)がある(資料29)。

その際、セキュリティ等の観点で、現状でも可能であるにもかかわらず、こうしたサービスの利用を躊躇している自治体も見られることから、本研究会としても、システムやAI・RPA等活用においてのセキュリティ等の留意点を以下で示すこととする。

(2) セキュリティ関係

自治体情報セキュリティ強化対策事業においては、以下のいわゆる三層の対策が取られている(図

的な標準においては、作成する企業の負担に配慮し、休憩時間を含む雇用契約上の就労時間という一つの項目しか用意しないが、最小公倍数的に網羅した標準においては、各自治体の業務内容の差異に対応できるよう、休憩時間を含むか含まないか、雇用契約上の時間が実労働時間かといった場合分けによって複数の項目を用意することとなる。

⁵² 任意の組織で利用可能なクラウドサービスであり、リソースは事業者(クラウドサービス提供者)によって、制御される。

⁵³ 特定の共同利用者でのみ利用可能なクラウドサービス

17)。

- ・マイナンバー関連システムを、インターネットリスクから分離
- ・マイナンバー利用事務関連システムについて、端末からデータの持出し不可設定や二要素認証の導入により、住民情報の流出を徹底して防ぐ。
- ・インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を行う(自治体情報セキュリティクラウドの導入)。

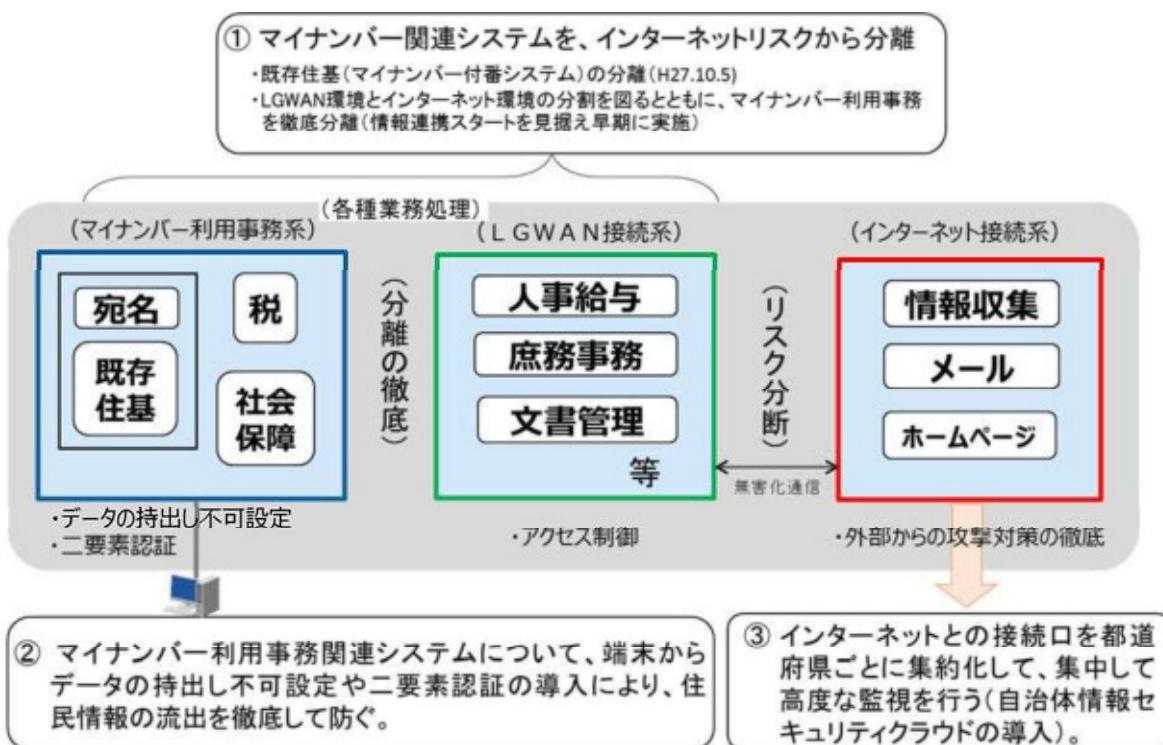


図17 自治体情報セキュリティ強化対策事業の概要

マイナンバー利用事務系から利用できるクラウドサービスには、①単独団体で利用するプライベートクラウド⁵⁴、②複数団体で共同利用する自治体クラウド、③LGWAN接続団体が利用できるLGWAN-ASP(コミュニティクラウド)がある。さらに、現在、総務省では、多くの自治体職員が利用している内部ネットワーク環境(マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系)から、④セキュリティを確保した上で安全にパブリッククラウドを利用する方法(セキュリティ基準等)を検討しているところである。

マイナンバー利用事務系を外部と接続する場合(マイナンバー利用事務においてLGWAN-ASPサービスを利用する場合を含む。)、次の基準を遵守することによって、接続が可能となる。

- ・各自治体が規定する情報セキュリティポリシー
(※ 総務省において、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定している。)
- ・サービス提供事業者が規定するセキュリティ基準(例:コンビニ交付、中間サーバー)

⁵⁴ サービス提供元の組織でのみ利用可能なクラウドサービスであり、リソースも自らによって制御する。なお、組織でリソースを確保し、運用を民間に委託する形態等も含まれる。

(参考)総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2018年9月改定)(抄)

第2編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー(例文)

第2章 情報セキュリティ対策基準(例文)

3. 情報システム全体の強靭性の向上

(1) マイナンバー利用事務系

①マイナンバー利用事務系と他の領域との分離

マイナンバー利用事務系と他の領域を通信できないようにしなければならない。ただし、マイナンバー利用事務系と外部との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定(MACアドレス、IPアドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。なお、外部接続先もインターネット等と接続してはならない。

(中略)

4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理

④統括情報セキュリティ責任者は、機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。

第3編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー(解説)

第2章 情報セキュリティ対策基準(解説)

8. 外部サービスの利用

8.1. 外部委託

(解説)

(2) 契約項目

⑩情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

(注7)クラウドサービスの利用に関する考慮事項

インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者の事業所の場所に関わらず、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があることに留意する必要がある。具体的には、クラウドサービス事業者のサービスの利用を通じて海外のデータセンター内に蓄積された地方公共団体の情報が、データセンターの設置されている国の法令により、日本の法令では認められていない場合であっても海外の当局による情報の差し押さえや解析が行われる可能性があるため、住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンターを選択する必要がある。オープンデータ、環境計測値等の機密性の低い情報をクラウドサービスに蓄積する場合は、どの国の法令が適用されるのかを確認し、リスク等を考慮した上で選択することが望ましい。

セキュリティについては、取り扱う情報の内容、ネットワーク(例:インターネット、LGWAN、専用回線)、クラウドかオンプレミスか、クラウドの場合はその種類(例:パブリッククラウド、コミュニティクラウド、プライ

べートクラウド)、考慮すべきリスク等に応じたセキュリティ対策が必要となる。

パブリッククラウドを利用する場合はセキュリティへの一層の配慮が必要になるが、単にパブリッククラウドかどうかといったことで機械的に判断するのではなく、取り扱う情報の内容等に応じて、満たすべきセキュリティ要件を考えるべきである。なお、上記の総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2018年9月改定)第3編第2章8.1(2)⑬にあるように、クラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者の事業所の場所に関わらず、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があるため、住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンターを選択する必要があることにも留意すべきである。

(3) 個人情報保護条例関係

地方自治体が取り扱う個人情報の取扱いは、各自治体の個人情報保護条例に規定されている。多くの自治体の個人情報保護条例において、オンライン結合による個人情報の提供について制限がされており(資料30参照)、クラウドサービスの活用が、オンライン結合制限の対象となる場合があることから、自治体におけるクラウドサービスの活用事例と個人情報保護条例の関係を整理した。オンライン結合による個人情報の提供を制限している自治体においても、公益上の必要性があり、個人情報保護審議会等の意見聴取といった手続を経ること等により、オンライン結合を進めている。例えば、以下のように、オンライン結合の制限規定がある自治体におけるクラウドサービスの活用事例も存在している。また、総務省として、(オンライン結合制限を行っていない)行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながらその見直しを行うなど、各自治体において適切に判断する必要があることを通知している⁵⁵。

また、将来、システムやAI等についてクラウド上のサービスを利用する形態への移行が更に進むこととなれば、自治体の条例による規律の内容やあり方についても、更なる変容が求められることが想定される。

(参考)オンライン結合の制限規定がある自治体におけるクラウドサービスの活用事例

(1) 医療・介護分野

- ・ 2014年度、オンライン結合について個人情報保護審議会からの意見を聴いた上で、地域医療情報ネットワークによる医療情報の共有化事業開始。また、2017年度、オンライン結合が個人情報保護審議会にて認められ、救急情報管理システムによる救急情報管理事業開始。(山形市)
- ・ 2013年度にオンライン結合について個人情報保護審議会からの意見を聴いた上で、介護保険指定機関等管理システムによる報酬審査事務に係る情報提供事務の開始。(千葉市)
- ・ 2016年度にオンライン結合について個人情報保護審議会からの意見を聴いた上で、在宅医療・看護・介護に係るデータを医療機関(歯科含む)、介護事業者などの法人、事業者等との間で共有を行う事業の開始。(福岡市)

⁵⁵ 「『オンライン結合制限』規定の下でのクラウドサービスの導入事例等について(通知)」(2019年3月28日総行情第30号)

(2) 福祉分野

- ・ 2019年1月、セキュリティポリシーに則り、パブリッククラウドにより、公立保育所(7園)における電子連絡帳をモデル事業として1歳児クラスにおいて開始。(品川区)

(3) 自治体クラウド

- ・ 2014年度より、順次、共同処理事務として国民健康保険・国民年金システム及び税総合システムについて、業務改善や経費節減を図るためにクラウドによる共同利用を開始している。(豊橋市・岡崎市)

(4) プライバシー関係

プライバシーの保護の有無は、生データであるか否かとは無関係であり、この点は個人情報も同様である。ただし、一般的には、生データの方が公開されることによる心理的な負担や不安は大きいという面で、プライバシー性は高いと考えられる。

LGWAN-ASPを使うこと自体がプライバシー侵害をもたらすわけではないと考えられる一方、パブリッククラウドを用いる場合は保護レベルの低下を防ぐ措置が必要である。

プライバシーの観点からは、説明責任を踏まえた対応が重要であり、今後、例えば、AIを使ったケアプランの作成・提案について本人と家族に説明し、苦情があれば柔軟に対応し、AIのケアプラン提案を懸念する利用者には使わないなどの配慮も考えられる。

(5) LGWAN関係

第四次総合行政ネットワークは、主に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が整備するLGWAN網・都道府県ノードと、都道府県及び市区町村が整備する都道府県WAN、各接続団体及び各LGWAN-ASPが整備するアクセス回線から成る(図18)。接続団体及びLGWAN-ASPが整備するアクセス回線については、回線容量を選ぶことができ(図19)、システムやAI等をLGWAN-ASPサービスとして利用する際には、不足が生じない回線容量を選ぶことが重要である。

また、セキュリティ等を十分に確保しつつ、効率的に通信する方法については、一つの手法を固定化するのではなく、技術革新の動向も注視して、絶えずより良いものしていくことが求められる。

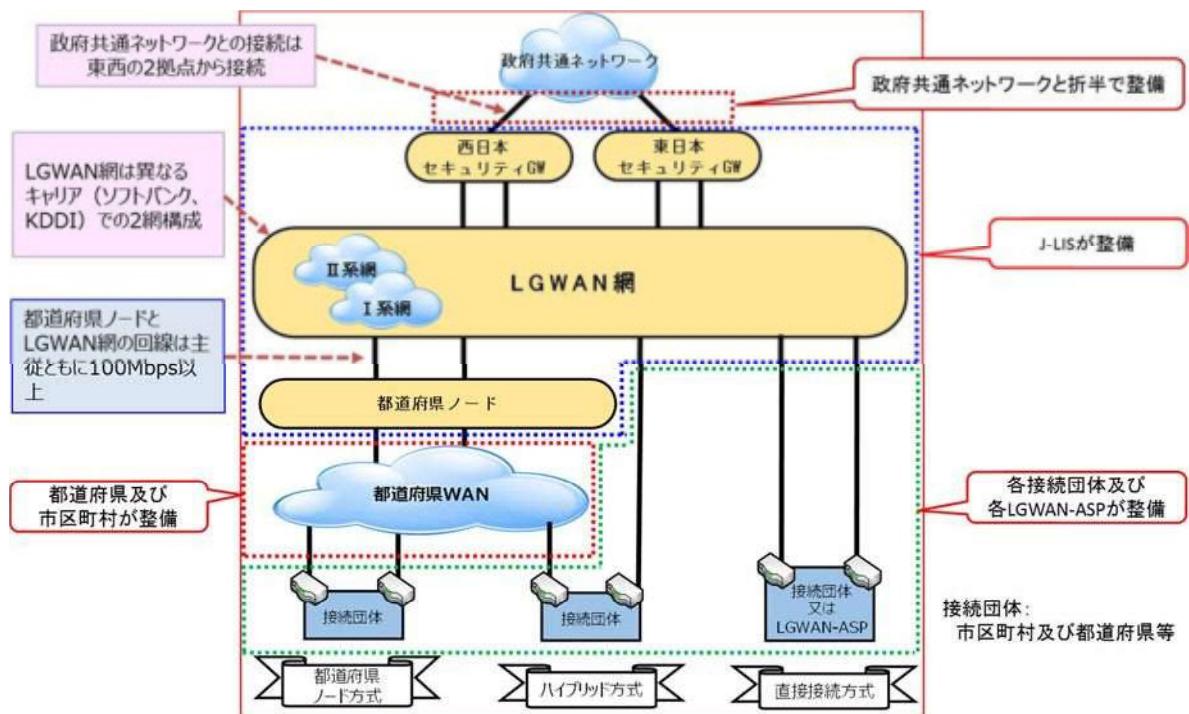


図18 第四次総合行政ネットワークの概要

セキュリティゲートウェイの通信回線

アクセス回線	第四次LGWAN網(1系)	第四次LGWAN網(2系)
ギャランティ	5G	2G

都道府県ノードの通信回線

アクセス回線	第四次LGWAN網(1系)	第四次LGWAN網(2系)
ギャランティ	100M 200M 300M 1G	100M 200M 300M 500M 1G

接続団体・LGWAN-ASPの直接接続のアクセス回線

アクセス回線	第四次LGWAN網(1系)	第四次LGWAN網(2系)
ギャランティ	0.5M 1~9M(1Mごと) 10~90M(10Mごと) 100M 200M 300M 500M 1G	0.5M 1~9M(1Mごと) 10~90M(10Mごと) 100M 200M 300M 500M 1G
ベストエフォート(有線)	100M	100M
ベストエフォート(無線・LTE)	上り 最大37.5M 下り 最大187.5M	上り 最大25M 下り 最大220M 月間通信量が7Gバイト超過時は月末まで128Kbpsに速度制限します。
ギャランティ(バースト型)	スピードタイプ 100M(10M)※1 300M(100M)※2	バースタタイプ 10M(1M)※3 100M(10M)※4

※1 上り(拠点→網)は100M確保、下り(網→拠点)、10M確保100Mまでベストエフォート

※2 上り(拠点→網)は300M確保、下り(網→拠点)、100M確保300Mまでベストエフォート

※3 上り(拠点→網)、下り(網→拠点)共に10Mバースト、1M確保10Mまでベストエフォート

※4 上り(拠点→網)、下り(網→拠点)共に100Mバースト、10M確保

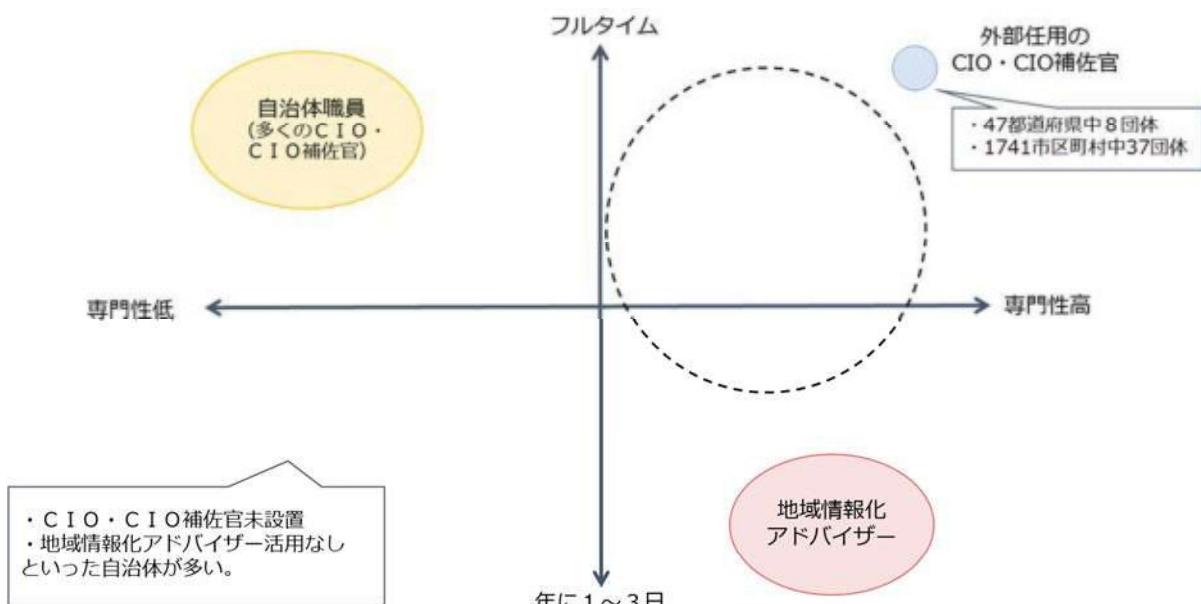
図19 第四次総合行政ネットワークの通信回線

8. 人材面の方策、都道府県等による支援

(1) 課題

「3(4)標準の普及」で述べたように、システム標準化のためには、各自治体で標準に準拠したシステムを導入することが必要であり、そのため、必ずしもシステムの専門家でない首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられることが必要である。また、「第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題」で見たように、CIO・CIO補佐官からの提案がきっかけとなってAI・RPAを先進的に導入している自治体もあった一方で、AI・RPAの導入に向けた課題として「取り組むための人材がない又は不足」と答えた団体も多かった。このように、業務プロセス・システムの標準化を進め、AI・RPAを含めた最新のICTの活用を進めるためには、人材面の方策も重要である。

一方で、自治体のICT人材の状況としては、そもそもCIO・CIO補佐官を設置しておらず、地域情報化アドバイザー⁵⁶等の制度も活用していない自治体が大半である。現状では、CIO・CIO補佐官を設置していたとしても、専門性が必ずしも高くない行政職員であることも多く、専門性を有する地域情報化アドバイザー等を活用したとしても、その後の継続的な知見の取得に繋がっていないことも課題となっている(図20)。また、今後加速化する技術革新と人口減少の中でICT人材がますます逼迫すること⁵⁷を踏まえると、自治体の規模によっては、個別自治体が単独で外部任用のCIO・CIO補佐官やICT専門職を確保することは難しいと考えられる。



⁵⁶ 総務省では、地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する自治体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行っている。

⁵⁷ 第7回研究会(2019年2月6日)「資料1 岩崎委員提出資料」によれば、2015年におけるICT人材不足は約17万人、2025年には約43万人

(2) 求められる役割と能力・スキル

「第4章1(1)業務プロセス・システムの標準化・共同化の効果」でも述べたように、近年、ICTの重要性は増すばかりであり、専門性を高め、仕事内容もより質の高いものにすることが不可欠である。情報担当職員の役割は、これまでシステムの構築・保守管理が主であったが、今では、情報・データの利活用やAI・RPAの活用まで多様化している。例えば、和歌山県データ利活用推進センターでは、総務省の統計データ利用センターと連携して、行政が抱える具体的な課題に対し、データを利活用した高度な分析・研究を行うとともに、証拠に基づく政策立案(EBPM。evidence-based policy making)の取組を進めている。鯖江市では、オープンデータの取組を進めており、200種類のデータを公開することで、バス乗客リアルタイムオープンデータシステムなど250種類のアプリが民間で作成され、市民との協働によるまちづくりに繋がっている⁵⁸。

自治体CIOやCIOスタッフ等に求められる役割としては、まず、業務プロセス・システムの標準化の観点からは、標準準拠システムの導入も含め、必ずしもシステムの専門家でない首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられるようにすることが求められる。具体的には、

- ・ 市場価格を踏まえ、システムの価格を適切に評価できること
 - ・ 自治体行政のあり方を理解し、あるシステムの導入による住民サービスや業務効率への影響を適切に評価できること
 - ・ より費用対効果の高いシステムの導入について、相談を受けるほか、自ら提案できること
 - ・ 首長や職員へのアドバイスを通じて、費用対効果の見合わないカスタマイズを抑制できること
- が求められる。

AI・RPA等のICTの活用の観点からは、AI・RPA等の最新の技術の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことが求められる。具体的には、

- ・ AI・RPAを含めた最新のICTの知見を持っている。
- ・ 市場価格を踏まえ、製品価格を適切に評価できる。
- ・ 自治体行政のあり方を理解し、ICTの導入による住民サービスや業務効率への影響を適切に評価できる。
- ・ 自治体行政へのICTの導入について、相談を受けるほか、分野横断的なICTを活用した業務改革を自ら提案できる。

また、「第4章1(2)AI・RPA等のICT活用の効果」で述べたように、AI・RPAの効果は多面的に評価することが必要であると考えると、今後、地方自治体におけるAI・RPA等のICT活用を進めていくためには、CIOやCIOスタッフ、情報担当部局といったICTの専門性が求められるポストのみならず、業務担当課の職員や首長・議員にも一定程度のICTリテラシーが必要である。具体的には、最低でも、AI・RPAがどのようなものであり、何ができるか、官民でどのようなICTの取組が行われており、どのような効果が上がっているかの大まかな知識が必要である。

さらに、行政において、ある施策が実行に移されるためには、法令・人事・財政担当部局の理解が不

⁵⁸ 第32次地方制度調査会第9回専門小委員会(2019年2月15日)「資料3－2 現地調査(北陸)の概要」より

可欠であり、その中でICTを活用して住民サービスの向上や行政運営全体の改善を進めるためには、ICTの持つ様々な側面の一部のみに注目するのではなく、住民・企業等との関わり合いも含めて行政全体のあり方を見渡すことが求められる。

例えば、

- ・ 法令担当部局も、単に前例を踏襲するのではなく、どのようにすれば、法令を遵守した上で、新たな政策に挑戦できるか知恵を絞る
- ・ 人事担当部局も、単にICTによってどれだけ人員を削減できるかといった観点で見るのでなく、働き方改革による職場環境の改善や、ミスの削減を含めた行政サービスの質の向上等、多面的にICTの導入効果を計り、攻めの分野に人材を配置する
- ・ 財政担当部局も、単に短期での費用削減効果のみを見るのではなく、今後迫り来る人口減少社会における労働力の供給制約を見据えて、どのような部分に戦略的に投資していくかを考える
- ・ 情報担当部局も、単にシステムの構築・保守管理に注力するのではなく、情報・データの利活用、AI・RPA等のICTの活用といった攻めの分野に取り組み、企画担当部局や行革担当部局と連携して、分野横断的なICTを活用した業務改革を自ら提案する

といったことが求められる。

以上を踏まえれば、ポストごとに果たすべき役割及びそのために求められる能力・スキルについては、表2のように整理できる。

表2 スマート自治体実現に向けたポストごとに求められる役割と能力・スキル

	役割	求められる能力・スキルの例
首長・ 地方議員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スマート自治体の推進役 <ul style="list-style-type: none"> → ICTが地域住民にもたらす価値を認識し、その効果を最大限発揮できるビジョンを示す。 → 今後の人口減少社会において、職員が職員でなければならない業務に注力できる環境を作る。 → 標準準拠システムの導入、カスタマイズ抑制等により既存のシステムの構築・保守管理予算を抑制しつつ、全体としてはICT分野への投資を増やし、とりわけ情報の利活用、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野に重点的に投資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 戰略を実行するためのマネジメント ✓ ICTを活用した経営戦略 ✓ ICTリテラシー
CIO・ CIO補佐官	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準準拠システムの導入も含め、首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられるようにする。 ✓ AI・RPA等の最新の技術の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ICTを活用した経営戦略 ✓ ネットワークスキル ✓ ICTリテラシー
ICT専門職 情報担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ システムの構築・保守管理だけでなく、情報の利活用、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野に取り組む。 ✓ 他部局と連携し、分野横断的なICTを活用した業務改革を自ら提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ セキュリティスキル ✓ データ利活用・IoTスキル ✓ ICTリテラシー

法令・人事・財政担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令担当部局も、単に前例を踏襲するのではなく、どのようにすれば、法令を遵守した上で、新たな政策に挑戦できるか知恵を絞る。 ✓ 人事担当部局も、単にICTによってどれだけ人員を削減できるかといった観点で見るのでなく、働き方改革による職場環境の改善や、ミスの削減を含めた行政サービスの質の向上等、多面的にICTの導入効果を計り、攻めの分野に人材を配置する。 ✓ 財政担当部局も、単に短期での費用削減効果のみを見るのではなく、今後迫り来る人口減少社会における労働力の供給制約を見据えて、どのような部分に戦略的に投資していくかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 戰略を実行するためのマネジメント ✓ 他自治体におけるICTの取組の知識 ✓ ICTリテラシー
業務担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自らの業務において、ICTを活用した付加価値を創造できる。 ✓ 内部事務の効率化にとどまらず、住民サービスの向上に繋がる政策立案ができる。 ✓ 定型的な業務は技術によって自動化した上で、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務フロー分析・RPAのシナリオ作成 ✓ 他自治体におけるICTの取組の知識 ✓ ICTリテラシー

(3) 方策

スマート自治体実現に向け、ポストごとに求められる役割と能力・スキルは異なり、そのための人材面の方策も、府内研修や市町村アカデミー・自治大学校等での研修から、外部人材の登用・活用、複数自治体による高度人材の確保等まで、それぞれ異なりうる(図21)。

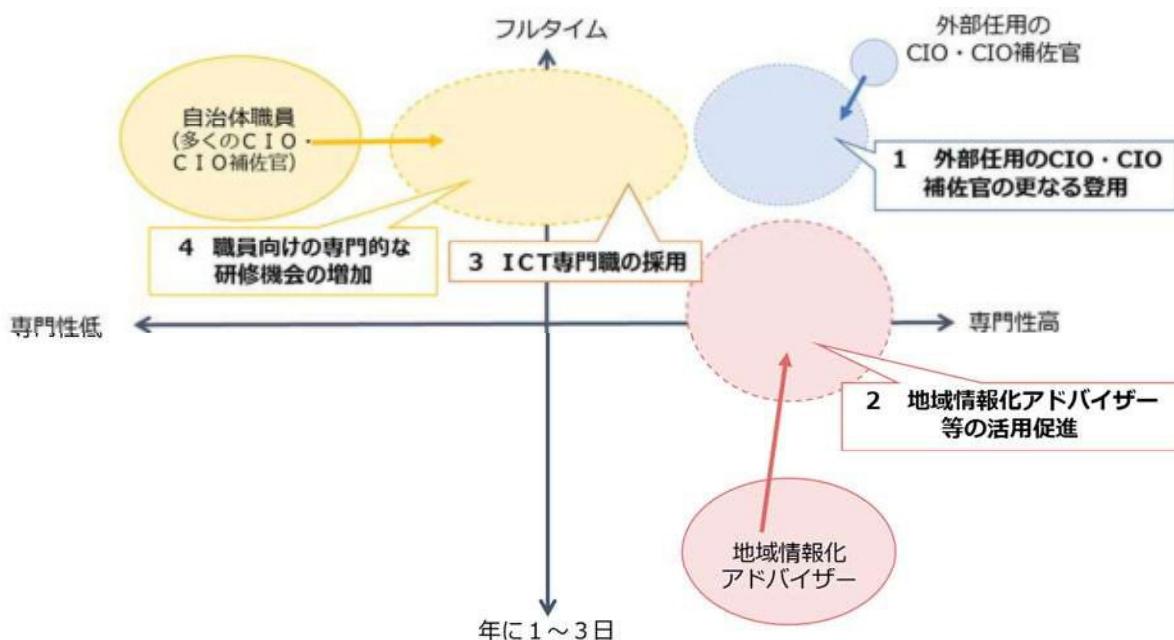


図21 人材面の方策の例

ICTリテラシーは、CIOや情報担当職員のみならず、業務担当職員や法令・人事・財政担当職員を含め、自治体職員全員が必要なものであり、全職員を対象とした府内研修により、他自治体におけるICTの取組の知識や業務フロー分析・RPAのシナリオ作成の方法等を学ぶべきである。

その際、1,700を超える自治体全てにおいて外部講師を招いて府内研修を行うことは現実的でないことから、研修教材や研修内容の例を国において示し、それを各自治体で活用してもらうことが考えられる。府内研修の講師は、そのための研修を国や都道府県において行うことが考えられる。また、Web会議方式等によるオンライン受講も考えられる。

首長・議員やCIO・CIO補佐官は、スマート自治体推進の中で核となる存在であり、既に専門性のある外部人材を任用するほか、市町村アカデミーや自治大学校等の全国的な研修機関やJ-LISにおいて、今後のスマート自治体の目指すべき姿やICTを活用した経営戦略等を学ぶことが考えられる。CIOを支えるべきICT専門職、情報担当職員についても、こうした全国的な研修機関において、セキュリティスキルやデータ利活用・IoTスキルも含めて学ぶことが考えられる⁵⁹。

その際、CIO・CIO補佐官やICT専門職、情報担当職員が、当該自治体におけるノウハウ・課題や取組状況や最新のICTの状況について、民間や海外での活用事例を含め、情報交換して知恵を出し合うような横連携の仕組みも重要である。

人材確保の面からは、自治体が単独で外部任用のCIO・CIO補佐官を登用することが難しい場合、複数団体での兼務を前提として登用することが考えられる。さらに、スマート自治体の実現のためには、「4. AI・RPA等のICT活用普及促進」でも述べたように、行政は企業に丸投げするのではなく、発注者である自治体と、受注者である企業、制度を所管する各府省が力を合わせて知恵を絞ることが重要である。そのためには、官民を通じて逼迫するICT人材を確保する方策を検討することに加えて、官民のICT人材がそれぞれで閉じるのでなく、官民の間を行き来しつつ、一方で学んだ知見を他方で活かしてキャリアアップを図ることができるような、柔軟なキャリアパスを考えることも重要である。

そのほか、自前では確保し得ない特に高度な知見や、ICTの特定のテーマについて一時的に助言が必要な場合は、外部人材をその都度活用すべきである。その際、遠隔でスポット的にアドバイスをもらうということも考えられる。総務省が派遣している地域情報化アドバイザーについては、自治体からの求めに応じた多彩な対応が可能となるよう、AI・RPAの専門家や地方人材を新規委嘱する等、地域情報化アドバイザーの質的・量的・地域的な拡大を図っていくべきである。また、国費での派遣のほかに、自治体は、独自に地域情報化アドバイザーを招聘し、継続的にICTに関する知見を得るために活用してもらえるよう更なる周知・広報を進めていくべきである。

加えて、都道府県や、指定都市・中核市等の比較的人口規模の大きな自治体は、府内研修の講師も含め、必要に応じて各自治体を支援すべきである。

⁵⁹ 全国地域情報化推進協会(APPLIC)では、総務省との共催により、自治体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などに資することを目的として、自治体職員向け研修を実施している(自治大学校にて夏5日間、秋5日間)。対象は、CIO候補者あるいはCIO補佐官候補またはそうした役職となることが期待されている職員のほか、情報通信政策検討、情報連携検討、番号制度・官民連携、情報セキュリティ政策に携わる中堅・若手。研修内容は、IT投資評価・ガバナンス編(夏)及び全体最適化と調達・運用設計編(秋)。

第6章 終わりに

スマート自治体の実現は、自治体、企業、関係府省を含めた関係者が連携することで初めて実現するものである。「国が全部してくれれば良い」、「自治体に全部任せれば良い」という発想は、単に自らが当事者であることから逃れようというだけである。我が国が直面する人口減少と世界的に進展する急速な技術革新の中にあっては、関係者が全員、スピード感を持って自分ごととして取り組まなければ、スマート自治体は実現しない。また、本研究会で扱ったテーマはいずれも密接に関わっており、全てに対し様々な手法で取り組んで好循環を生み出すほかない。

関係者が力を合わせるべき取組としては、まず、本報告書公表(2019年5月)後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で個別行政分野のシステムの標準を設定する取組を開始すべきである。とりわけ、住民記録システムについては、自治体システムの中核をなすものであり、最優先で取り組むべきである。また、数値予測やニーズ予測など、AI技術の活用可能性があるにもかかわらず、現在、開発・導入が進んでいないものについては、自治体と企業、各府省が検討を進めるべきである。マイナポータルを通じた電子化・ペーパーレス化を行う場合についても、国において電子申請の基盤であるマイナポータルを提供した上で、自治体においてマイナポータルと接続し、手続・申請様式を登録することがなければ実現しない。

各主体の取組も必要である。自治体においては、首長は、CIOや外部の専門人材の力も借りながら、システムを含めた情報分野にガバナンスを効かせなければならない。首長は、情報分野の専門家ではないかもしれないが、しかし、それは情報分野だけが特別ではない。首長は日夜、土木分野の専門家でなくとも道路政策についての判断を行い、福祉分野の専門家でなくとも福祉政策についての判断を行っている。今後は、自らも一定程度のICTリテラシーを持った上で、専門家の力を借りつつ、情報分野について決断を下していく必要がある。

ベンダにおいては、自治体からのカスタマイズ要求があつても、安易に従うのでなく、本報告書も活用しながら、毅然として対応すべきである。それは一見、顧客サービスを落とすように見えるが、結果的には自治体のためになる。さらに、それによってベンダにとっても、貴重なシステムエンジニアの資源を、今後ますます発展が見込まれる新技術に投入し、世界に打って出ることができる。

国においては、人口規模が小さな自治体にあっても技術の恩恵を享受できるように、ICT人材をはじめとした専門人材を利用できる仕組みを検討すべきである。その方法としては、複数団体での兼務を前提として登用することのほか、自前では確保しえない特に高度な知見を持った最前線の人物から遠隔でスポット的にアドバイスをもらうということも考えられる。併せて、CIO・CIO補佐官同士の横連携の場や、官民のICT人材が官民の間を行き来しつつキャリアアップを図ることができるような、柔軟なキャリアパスについても検討の余地がある。

本報告書は、実行のためのロードマップである。自治体、企業、関係府省を含めた関係者が行動に移して初めて意味を持つ。その一方で、本報告書に記載している事項は、実現が容易なものばかりではない。特に、システムの標準化は、これまで様々な形で試みられてきたが、一部の分野、団体間でしか実現していない。挑戦の結果、計画どおり実現しないことがあるかもしれない。しかし、挑戦しなければ、実現することはない。こうした困難な課題について、ひるまず、全員が力を合わせて挑戦することこそが、いま求められている。

用語集

「AI」

Artificial intelligence。人工知能。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」とされているが、そもそも知性や知能自体の定義がないこともあって、その定義は研究者によって異なっている(総務省「平成28年版 情報通信白書」pp. 233-4)。例えば、香川県高松市などで導入が予定されている保育所利用調整業務を自動で行うソフトウェアについて、AIの定義を「自然にわれわれがペットや人に接触するような、情動と冗談に満ちた相互作用を、物理法則に関係なく、あるいは逆らって、人工的につくり出せるシステム」(池上高志東京大学大学院教授)のように狭く捉えれば、AIに含まれえないが、「人の知的な振る舞いを模倣・支援・超越するための構成的システム」(山口高平慶應義塾大学教授)や「計算機知能のうちで、人間が直接・間接に設計する場合」(山川宏ドワンゴ人工知能研究所所長)のように広く捉えれば、AIに含まれうる。本報告書では、深層学習を伴わない単なるアルゴリズムも含め、これまで人間が多く時間費やしてきた非定型的な事務作業を代替し、又は高度化しうる技術については、幅広くAIに含めて検討する。

「RPA」

Robotic process automation。パソコンのマウスやキーボードの操作のソフトウェアによる自動化。

「スマート自治体」

「システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」をいう。「第3章3. 目指すべき『スマート自治体』の姿」参照。

「BPR」

Business process reengineering。業務プロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現する取組。

「システムの共同化」

本報告書において、「共同化」は、実際に複数の団体がベンダと一つの契約を結ぶことのみならず、多数の団体が実態として同時にクラウド上のサービスを利用することを含む。

「自治体クラウド」

「自治体クラウド」とは、自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自序舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようとする取組(いわゆる「クラウド化」)であって、かつ、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を行っているものをいう。

「住民記録システム」

「住基システム」とも言われるが、本報告書においては「住民記録システム」で統一する。

「粒度」

記載・規定の程度の細かさ・粗さをいう。図9「住基担当の証明交付の業務フロー・業務記述書の例」であれば、「業務フロー」では単に「7 申請内容の確認」とあるのを、「業務記述書」では「確認内容は、申請内容、必要書類、申請資格」や「申請書を読み上げながら確認する」というように細かく記載しており、「業務記述書は業務フローよりも粒度が細かい」といえる。また、「業務フロー」も、単に「証明交付手続」と言うことに比べれば、「5 申請受付」、「6 本人確認」、「7 申請内容の確認」のように細かくその内容を記載しており、粒度が細かい。

「業務プロセス」

「業務プロセス」の範囲については、行政内部の単なるプロセスのみなのか、事務分掌をも含むのか(例:住所の異動に伴う就学事務なども住基担当課で所掌するか否か。)、行政内部に止まらず、住民とも関わるプロセスも含むのか(例:指定都市が、居住する区役所のみで申請を受け付けるか否か。総合窓口を導入するか否か。)、幅がある。

「業務プロセス」の粒度については、「業務フロー」のように粗いものから、「業務記述書」のように細かいもの、更に、どういう場合にどの画面でどこをクリックするといったかなり細かいものまで幅がある。例えば、自治体間ベンチマー킹を受けた町田市における業務改善内容(例:紙媒体で提出された給与支払報告書を電子化する業務委託／固定資産税業務における航空写真等による現況確認／土地評価システムを導入)は、システムと関わる業務プロセス(例:この画面のここをクリックする／こういう場合にエラーチェックを行う)と比べて粗い。

「地域情報プラットフォーム標準仕様」

様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)

「中間標準レイアウト仕様」

市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称及びデータ型、桁、数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様

「パブリッククラウド」

任意の組織で利用可能なクラウドサービスであり、リソースは事業者(クラウドサービス提供者)によって、制御される。

「コミュニティクラウド」

特定の共同利用者でのみ利用可能なクラウドサービス

「プライベートクラウド」

サービス提供元の組織でのみ利用可能なクラウドサービスであり、リソースも自らによって制御する。なお、組織でリソースを確保し、運用を民間に委託する形態等も含まれる。